

令和2年度  
第1回高松市庵治地区地域審議会  
会議録

と き：令和2年8月19日（水）

と ころ：高松市庵治支所 105会議室

令和2年度  
第1回高松市庵治地区地域審議会  
会議録

1 日 時

令和2年8月19日（水） 午後2時開会・午後5時45分閉会

2 場 所

高松市庵治支所 105会議室

3 出席委員 12人

会 長	高砂 清一	委 員	堀川 貴美
副会長	松浦 豊	委 員	増田 富子
委 員	上村 峰子	委 員	村井 雅子
委 員	奥 榮子	委 員	打越 謙司
委 員	木村眞由美	委 員	梶河 典正
委 員	二川 智子	委 員	森岡 勇

4 欠席委員 3人

委 員	高砂 正元
委 員	藤野 譲二
委 員	山本富士夫

5 行政関係者 29人

市民政策局長	佐々木和也	地域振興課地域振興係長	神内 克知
地域政策部長コミュニティ推進課長		地域振興課副主幹	竹下 明宏
事務取扱	水田 浩義	牟礼総合センター長	金川 修二
地域振興課長	池添 勇夫		
地域振興課長補佐	藤沢 正		
観光交流課長	黒田 秀幸	河港課長	三宅 秀造
観光交流課長補佐	渦岡 志保	河港課長補佐	國方 利美
農林水産課長	白井 英清	教育局次長総務課長事務取扱	
農林水産課長補佐	末原 俊幸		中谷 厚之
交通政策課長	西吉 隆典	教育局総務課長補佐	香川 昭子
交通政策課総務係長	北 英之	総務局次長危機管理課長事務取扱	
都市計画課主幹	岡田 光信		三木 浩史
都市計画課計画係長	川西 紘輔	危機管理課長補佐	滑田 健二
道路整備課長補佐	蓮井 隆	行政改革推進室長	志度 公一
道路整備課建設第二係長		行政改革推進室長補佐	横山 智
	石井 俊治	健康福祉局参事	久保 典子
文化財課長補佐	大島 和則	保健医療政策課長	多田 一夫
ファシリティマネジメント推進室主任技師	森岡 俊仁		

6 事務局（庵治支所） 3人

支所長	三野 達也	業務係主任主事	清谷 文孝
業務係長	磯崎 光祥		

7 傍聴者 3人

## 会 議 次 第

### 1 開会

### 2 会議録署名委員の指名

### 3 議事

#### (1) 報告事項

建設計画に係る令和元年度事業の実施状況について

#### (2) 協議事項

合併地区のまちづくりに係る実施事業に関する意見についての対応方針について

### 4 その他

### 5 閉会

## 会議次第 1 開会

○事務局（磯崎係長） お待たせいたしました。

予定の時刻がまいりましたので、ただいまから令和2年度第1回高松市庵治地区地域審議会を開会いたします。

委員の皆様方には、何かと御多忙中のところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日の出席状況の報告でございますが、高砂正元委員、藤野委員、山本委員が所要のため欠席されておりますので、出席委員は15人中12人でございます。

従いまして、本地域審議会協議第7条第4項の規定に基づく定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、高砂会長から御挨拶を申し上げます。

○高砂会長 皆様、こんにちは。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方、また、市関係職員の皆様方には、何かとお忙しい中、令和2年度第1回高松市庵治地区地域審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日の審議会では、報告事項としまして、建設計画に係る令和元年度事業の実施状況を、また、協議事項としまして、合併地区のまちづくりに係る実施事業に関する意見についての対応方針を、それぞれ御説明いただくことになっております。

委員の皆様方には、忌憚のない御意見や建設的な御意見を賜りまして、庵治地区のこれからのまちづくりに当局の施策を反映していただきたいと願っておりますので、どうか御協力のほど、よろしく願いいたします。

以上、甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（磯崎係長） ありがとうございます。

これ以降の進行につきましては、本地域審議会の規定に基づきまして、高砂会長に会議の議長をお願いいたします。

○議長（高砂会長） それでは、私のほうで議長を務めさせていただきます。

コロナ感染拡大予防対策のため、会議時間が長くないように、質問、意見等につきましては簡潔にお願いし、円滑な議事の進行に御協力のほど、よろしく願い申し上げます。

す。

## 会議次第2 会議録署名委員の指名

○議長（高砂会長） それでは、会議次第2の「会議録署名委員の指名」をさせていただきます。

会議録の署名委員は、本地域審議会の名簿順にお願いしております。

本日の会議録署名委員には、木村眞由美委員と二川智子委員のお二人をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

## 会議次第3 議事

### （1）報告事項

#### 建設計画に係る令和元年度事業の実施状況について

○議長（高砂会長） 続きまして、会議次第3の「議事」に入ります。

本日の議事でございますが、会議次第にもございますように、報告事項1件と協議事項1件及びその他の案件がございます。

会議の進行でございますが、まず、（1）報告事項の建設計画に係る令和元年度事業の実施状況について、担当部局より御報告をいただき、その後、委員の皆様から御意見、御質問等をお受けしたいと思います。

次に、（2）協議事項の合併地区のまちづくりに係る実施事業に関する意見についての対応方針について、担当部局より御説明をいただき、その後、御意見、御質問をお受けしたいと思います。

続いて、（3）その他について、地域振興課から御説明をいただき、その後、御意見、御質問をお受けしたいと思います。

なお、時間の関係もございますので、御質問、御答弁につきましては、簡潔にお願いいたします。

それでは、協議事項に入ります前に、7月2日の臨時会で、私のほうから当局に建設計画に係る事業の進捗状況について、一覧表の作成をお願いしたところございまして、委

員の皆様のお手元に資料が配布されております。地域振興課から説明をお願いします。

○池添地域振興課長 議長。

○議長（高砂会長） 地域振興課、池添課長。

○池添地域振興課長 地域振興課の池添でございます。

それでは、庵治地区地域審議会臨時会で御依頼いただきました建設計画に係る事業実施状況について、これまで庵治地区地域審議会でも御審議いただいた内容等を取りまとめいたしました。お手元の「豊かな自然と特徴ある地域産業を生かし、創造的生活を育てる海の交流拠点ゾーンを目指して」と記載した資料を御覧ください。

この資料は、3章の構成となっております。

まず、第1章の建設計画に係る各年度事業の実施状況調書ですが、ここでは平成19年度から平成30年度までの各年度に庵治地区で実施した事業と決算額を表示しております。

次に、第2章の建設計画実施計画に関する要望に係る対応方針ですが、これまでの庵治地区地域審議会でもいただきました御意見とその対応方針でございます。

次に、第3章の建設計画等掲載事業の進捗状況ですが、令和2年8月時点で実施済が、151事業、実施中が3事業、未着手事業はございません。なお、実施中の3事業につきましては、いずれも、道路整備関係の事業でございます。説明は以上でございます。

○議長（高砂会長） ありがとうございます。

ただ今、御説明いただいた件について、御意見、御質問等ございましたら、次第「その他」の部分で御発言いただけたらと思いますのでよろしくをお願いします。

それでは、次第に戻りまして（1）報告事項の建設計画に係る令和元年度事業の実施状況について、担当部局であります地域振興課から説明をお願いいたします。

○池添地域振興課長 議長。

○議長（高砂会長） 地域振興課、池添課長。

○池添地域振興課長 地域振興課の池添でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

私以降、職員の説明につきましては、座って説明させていただきますので、御了承いただきますようお願い申し上げます。

それでは、（1）報告事項の「建設計画に係る令和元年度事業の実施状況」につきまして、御説明をさせていただきます。

お手元に、A3サイズの資料が2種類あると存じますが、そのうち、資料1の「建設計画に係る令和元年度事業の実施状況調書（庵治地区のみの事業）」を御覧ください。

この資料でございますが、一番左側の欄にまちづくりの基本目標といたしまして「連帯のまちづくり」から「参加のまちづくり」まで、5つの基本目標ごとに、施策の方向、施策項目、事業名、令和元年度事業の実施状況を記載し、元年度の予算現額と元年度の決算額を対比させるとともに、令和2年度へ繰り越した事業については、その額と事業の概要を記載しております。

時間の関係もございますので、逐一の説明は省略させていただきますが、主な事業の元年度決算額を申しあげます。

まちづくりの基本目標の連帯のまちづくりでは、「特別保育」といたしまして、地域子育て推進事業など456万4千円、「放課後児童クラブ、放課後子ども教室の充実」といたしまして、放課後児童クラブなどの運営費816万5千円でございます。

循環のまちづくりでは、「庵治浄化センター管理費」といたしまして、同施設の運営管理費3,459万9千円でございます。

連携のまちづくりでは、「ポンプ場整備事業」といたしまして、汐入川ポンプ場修繕等工事249万5千円、「庵治港津波・高潮関連整備事業」といたしまして、胸壁<sup>きょうへき</sup>、陸ごうの建設工事8,872万7千円、「急傾斜地崩壊防止工事」といたしまして、鎌野地区のブロック積工等で1,219万2千円でございます。

交流のまちづくりでは、「純愛の聖地庵治・観光交流館の施設整備及び運営」といたしまして1,471万3千円、「ファミリーマラソンin Ajiの開催」といたしまして、親子で走るファミリーマラソンへの助成費270万円、「ふれあい祭り庵治の開催」といたしまして、ふれあい祭り庵治への補助731万6千円、「文化、芸術イベントなどによる交流人口の拡大に向けた振興の基盤である港湾施設の整備」といたしまして、大島港の改修（地質調査）3,386万8千円でございます。

参加のまちづくりでは、「地域審議会の開催」といたしまして、7万9千円でございます。

以上、連帯のまちづくりから、参加のまちづくりまでの決算額を合わせまして、総額で、1億8,260万5千円を令和元年度において執行いたしましたものでございます。

また、右の端の「令和2年度への繰越額」の欄に記入のある事業につきましては、元年度内の事業完了に向けて、鋭意、取り組んでまいりましたが、結果として、やむを得ず年



度を繰り越して、事業の実施を図る事情が生じたことから、予算を2年度に繰り越したものでございまして、その総額は、8,123万5千円でございます。

以上で、令和元年度事業の実施状況の説明を終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（高砂会長） ありがとうございます。

ただいま説明のありました、建設計画に係る令和元年度事業の実施状況について、御質問等がございましたら、御発言をお願いします。

ございませんか。

無いようでしたら、私のほうから一点お聞きしたいと思います。

施策項目が、自然災害対策の推進、事業名が、庵治港津波・高潮関連整備事業についてですが、この事業は、平成18年に香川県が策定した津波・高潮アクションプログラムに基づく事業だと思います。庵治港の事業が進捗している状況ですが、進捗状況は、今どのような状況でしょうか。今年度繰り越すのが1,500万円余りですが、この事業費で終了ということですか。

○三宅河港課長 議長。

○議長（高砂会長） 河港課。

○三宅河港課長 河港課の三宅でございます。よろしく申し上げます。

連帯のまちづくりの項目の自然災害対策の推進、庵治港津波・高潮関連整備事業、<sup>きょうへき</sup>胸壁、陸こうの建設工事とあります。先ほどの御質問の中で、津波高潮アクションプログラムが最初の計画として策定されたもので、その後、東日本の大きな地震災害がありました。

これを踏まえて、従来の潮位が高くなるだけの高潮に加えて、大きな地震があつて地震の発生源から津波という形で潮位の高い潮が来るということを想定し、施設が液状化などの地震動によって受ける影響を加味したものに、計画自体がバージョンアップされています。そのバージョンアップされたもので地質調査をして、力を与えたときにどれくらい変異ができるかを加味し、ステップアップした施設として整備をしています。

この事業における進捗状況ですが、庵治港部分については、ほぼ、終盤に近づいてきており、<sup>きょうへき</sup>胸壁、陸こうを来年の事業の中では完成できる段階までできております。

ざっくりとした説明ですが、以上です。

○議長（高砂会長） ありがとうございます。

従来、庵治漁港とか鎌野漁港を、高潮対策ということで進めてきましたが、その部分については、先ほど申しあげた県の津波高潮アクションプログラムに基づいた事業であって、今、庵治港で進めている事業は、それを一段バージョンアップした事業を進めているということになるわけですか。

○三宅河港課長 議長。

○議長（高砂会長） 三宅河港課長どうぞ。

○三宅河港課長 そのとおりです。

○議長（高砂会長） 近々、南海トラフ地震の発生が予想されているところですので、鋭意進めてもらいたいと思います。

他に、ございませんか。特に、他に無いようでございますので、（１）の報告事項、建設計画に係る令和元年度事業の実施状況については、以上で終わります。

## （２） 協議事項

### 合併地区のまちづくりに係る実施事業に関する意見についての対応方針について

○議長（高砂会長） 続きまして、（２）協議事項の合併地区のまちづくりに係る実施事業に関する意見についての対応方針について、まず、地域振興課から概要説明をお願いし、その後、順次、担当課から説明をお願いします。

それでは、地域振興課、お願いします。

○池添地域振興課長 議長。

○議長（高砂会長） 地域振興課池添課長。

○池添地域振興課長 地域振興課の池添でございます。

それでは、協議事項の合併地区のまちづくりに係る実施事業に関する意見についての対応方針について、御説明させていただきます。

お手元の資料２を御覧ください。

この対応調書につきましては、６月４日に御提出いただきました「合併地区のまちづくりに係る実施事業に関する意見」に対する対応方針を整理したものでございます。

項目順に、それぞれ所管をしております担当課から説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高砂会長） それでは、ただいま説明のありました「合併地区のまちづくりに係

る実施事業に関する意見」に対する対応方針につきまして、項目番号順に各課から説明を受けたいと思いますので、よろしく申し上げます。観光交流課申し上げます。

○黒田観光交流課長 議長。

○議長（高砂会長） 観光交流課。

○黒田観光交流課長 項目1番、魅力ある観光交流のまちづくりについての項目でございます。

対応方針としましては、「ふれあい祭り庵治」を始め、観光イベントについては、プレス発表や市報への掲載、創造都市推進局のSNSを通じた情報発信を行っております。

特に、庵治交流館につきましては、その都度イベントが開催されておまして、情報を頂きましたら、こういった媒体を活用して周知させていただくとともに、このほか、源平屋島地域をピックアップした専門のサイトも設けておりますので、その中でも、PRさせていただいているところでございます。

また、庵治交流館につきましては、それぞれ施設の方が地元新聞とかホームページへの掲載を行っておりますので、今後は、更に効果的な情報発信を図ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（高砂会長） ありがとうございます。

続きまして、項目番号2の時代の変化に応える産業を育てるまちづくり（農業の振興）につきまして農林水産課白井課長申し上げます。

○白井農林水産課長 議長。

○議長（高砂会長） 農林水産課。

○白井農林水産課長 白井でございます。よろしくお願いいたします。

農業の振興でございますが、農業従事者につきましては、非常に高齢化しております、農業従事者の減少により、耕作放棄地の割合も増加しております。

今後も農業を維持していくためには、農業の担い手を確保することが重要であると考えております。このため、本市では「農業次世代人材投資事業」を活用し、新規就農者の確保を図ってまいりたいと存じます。

また、時代の変化に対応する農業振興策につきましては、ICTを活用した先端技術の導入に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（高砂会長） ありがとうございます。

続きまして、項目番号3の公共交通充実に係る支援策について、交通政策課西吉課長より申し上げます。

○西吉交通政策課長 議長。

○議長（高砂会長） 交通政策課。

○西吉交通政策課長 交通政策課の西吉でございます。よろしく申し上げます。

項目番号3の公共交通充実に係る支援策について、御説明させていただきます。

公共交通空白地域等におけるコミュニティ交通につきましては、地域の実情に応じた路線やモード・サービス水準を、地域と行政が一体となって考えていく必要があるほか、地域住民の皆様が積極的に関わり、利用を促進していくことが不可欠でございます。

このため、本市では、昨年度、新たにコミュニティ交通の運行を目指す地域が行う、需要調査としての試験運行に対する補助制度を創設したところでございます。

一方で、多くの利用者が見込めない地域においても、見込まれる需要に応じた、最適な交通モードや、新たな仕組みによる運送サービスを提供・確保することが必要であるものと認識しておりまして、今後、新たな制度も効果的に活用する中で、乗合タクシーやデマンド交通などについての情報提供や、その運行に係る制度のわかりやすい説明に努めるなど、引き続き、地域の実情に即したコミュニティ交通の導入に向けて、地域と共々に検討してまいりたいと存じます。

また、コミュニティ交通導入に向けた、地域住民の意識醸成のため、前述の補助制度の活用だけでなく、交通に関する勉強会の開催などを、積極的に行ってまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（高砂会長） ありがとうございます。

続きまして、項目番号4の各種イベント補助金について、観光交流課黒田課長より申し上げます。

○黒田観光交流課長 議長。

○議長（高砂会長） 観光交流課。

○黒田観光交流課長 観光交流課の黒田でございます。

項目番号4の各種イベント補助金について説明させていただきます。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大の収束が見えない状況で、今年度における観光イベントについては、参加者を始め、市民の安全を第一に考え、「ふれあい祭り庵治」を含

め、夏までの観光イベントは、全て中止となっております。

現在、第8次高松市行財政改革計画に基づき、持続可能な財政基盤を確立するため、実施項目の一つとして、観光イベントに対する補助金の見直しを図ることとしており、当該イベントを含む市全域の各イベントについて、経費削減と自主財源の確保を促進し、補助金割合の適正化を図ることとしております。

今後ともイベントの実施内容を工夫しながら、安定的な財源が確保できるよう、検討いただきたいと存じます。

また、補足、詳細といたしまして、特に合併時に庵治地区はもとより、他の地域におきましても、こうした夏場の観光イベントに対して、市から一定の補助金が出ております。

ただ、額とか補助金の割合というのは、合併当時にばらつきがあり、今なお、額や割合については、かなり差があります。

従って、イベント自体をどうこうするというのではなくて、補助金自体の適正化を図っていききたいという観点で協議をしながら、適正化を図っていききたいということを、市全体の計画に登載しておりますので、御理解いただきたいと存じます。以上です。

○議長（高砂会長） ありがとうございます。

続きまして、項目番号5の高松市立地適正化計画における居住誘導区域外での具体的な取組みについて、都市計画課岡田主幹よろしく申し上げます。

○岡田都市計画課主幹 議長。

○議長（高砂会長） 都市計画課。

○岡田都市計画課主幹 都市計画課の岡田でございます。

項目番号5の高松市立地適正化計画における居住誘導区域外での具体的な取組みについて説明させていただきます。

居住誘導区域外におけるまちづくりの考え方についてでございますが、本市では、平成30年4月に改定した多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画において、居住誘導区域外では、コミュニティ等の自立自主的な活動等に支えられ、恵まれた自然と調和した地域の豊かさを感じられるまちを目指すこと、また、公共交通や幹線道路等の生活を支えるインフラを確保し、将来にわたり住み続けられる生活環境を維持することとしております。

平成30年3月に策定しました立地適正化計画の中でも、同様の文言で示させていただいたところでは、

このうち、令和元年度におきましては、地域の暮らしやすさの向上を図るため、津波・高潮関連整備事業として、庵治港の地震・津波対策工事として胸壁等の工事を実施したところでございます。

また、昨年6月には、都市構造の集約化に向けた総合的な施策パッケージを取りまとめ市街地拡大抑制に係る土地利用規制のほか、居住誘導区域外における住環境の維持向上に資する事業なども含め、17の施策・事業を、取りまとめたものでございまして、居住誘導区域外における住環境の維持向上に資する事業としましては、溢水への対応や生活道路整備事業、担い手への農地集積促進事業、優良農地確保対策事業を掲げており、順次実施していくこととしております。

今後とも、庵治地区のまちづくりに当たりましては、地域コミュニティ協議会等を通じて、御意見をお伺いするとともに、地域の皆様の御理解と御協力を頂きながら、取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（高砂会長） ありがとうございます。

続きまして、項目番号6の市道の整備について道路整備課蓮井課長補佐よろしくお願ひします。

○蓮井道路整備課長補佐 議長。

○議長（高砂会長） 道路整備課。

○蓮井道路整備課長補佐 道路整備課の蓮井でございます。

項目番号6の市道の整備についてでございます。

谷東線を始めとする市道の整備につきましては、地元関係者の合意形成を図っていただき、高松市生活道路事務処理要綱に基づき、協議を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（高砂会長） ありがとうございます。

続きまして、項目番号7の公共施設の運営・管理について池添地域振興課長よろしくお願ひします。

○池添地域振興課長 議長。

○議長（高砂会長） 地域振興課。

○池添地域振興課長 地域振興課の池添でございます。公共施設の運営・管理につきまして御説明いたします。

本市の公共施設につきましては、日頃から、安全確保に努めておりますが、庵治コミュニティセンターの屋根の一部が強風で破損し、飛散した屋根材により、隣家の屋根が損傷するという事案が発生しました。当該コミュニティセンターの屋根につきましては、損壊部分の修繕に加え、緊急点検し、劣化があった部分については補強をするなどの処置を講じたところであります。

本市の公共施設の安全管理対策は、法定点検に加えて、日常点検を重視する考え方から専門的知識のない職員であっても、目視等により施設の劣化状況を的確に把握できるように「公共施設点検マニュアル」を作成し、点検・確認項目やその手法等を明確に定めるとともに、年2回の点検実施を義務付けているところでございます。

しかしながら、御指摘のとおり、目視等による点検では、不具合の把握に限界がございますことから、今回の事案を教訓として、安全管理対策の一層の強化に取り組む必要があるものと存じております。

このようなことから、今後、公共施設の老朽化に伴う損傷や自然災害の発生に備え、予防的な観点から不具合等の把握に努めるとともに、必要な対策は、優先的かつ計画的に実施するなど、公共施設の安全管理対策に、鋭意、取り組んでまいりたいと存じます。

なお、本市において加入している全国市長会市民総合賠償補償保険につきましては、市が所有、使用、管理する施設の瑕疵や業務遂行上の過失に起因して、市が法律上の損害賠償責任を負う場合の保険金が支払われるものでございまして、自然現象が原因で発生した損害につきましては適用されないものでございます。説明は、以上でございます。

以上で(2)協議事項の合併地区のまちづくりに係る実施事業に関する意見についての対応方針について御説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高砂会長）　ありがとうございました。

先般、提出しました皆様方からいただきました意見について、対応方針をひとつとおりに説明していただきました。ここからは、項目番号ごとに委員の皆さん方から質問、御意見等をお願いしたいと思いますので、よろしく願いします。

まず、項目番号1　魅力ある観光・交流のまちづくりについて、御質問等ございましたらどうぞ。

○森岡委員　議長。

○議長（高砂会長）　森岡委員。

○森岡委員　森岡です。よろしく願いします。

対応方針については、どういう方向で行っているかは理解できました。効果的な情報発信と言葉では簡単に言えますが、実際にユーチューブやパソコンとか、こういった形で見られているかということも大事です。

また、他地区の市町のホームページを見ますと、中には3年も4年も前の行事がそのまま更新されずに残っているというようなものも見受けられます。

せっかくやるのであれば、去年のものがあるからそのままでもいいということではなくて、最新の状態を把握し、更新するなど、市として力を入れてやっているということが分かるような方向でやってもらいたいと思います。以上です。

○黒田観光交流課長 議長。

○議長（高砂会長） 観光交流課。

○黒田観光交流課長 観光交流課の黒田です。観光交流課を始めとするイベント等の周知につきまして、例えば市民の皆様向けには、市の広報とか、そういったもので周知させていただきます。市外、県外の観光客の方につきましては、本市の観光情報サイトエクスペリエンス高松という観光関係をピックアップした専門のサイトを設けておりまして、各施設のイベント情報等を随時更新しているところでございます。

特に重要なものにつきましては、プレスリリースしたり、月に一回の広報高松に記事を掲載しているところでございます。

いろいろ内容につきましては、適宜情報更新をしておりますが、場合によっては、古い記事がホームページ上残っているものも見受けられますので、そういったものを、もしお気づきであれば、お伝えいただければ訂正させていただきますので、どうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（高砂会長） 森岡委員よろしいですか。

○森岡委員 はい。

○議長（高砂会長） 他に、この件につきまして御意見ございませんか。

○増田委員 議長。

○議長（高砂会長） 増田委員。

○増田委員 増田です。大島についてお伺いしたいのですが、今後、大島もいろいろな活用の方法を考えていかれると思うのですが、今、港湾の整備が行われているということで何年くらいの完了になるのか。また、瀬戸内国際芸術祭が開催されるときに、大島をどうにか観光という中に取り込めるような政策を考えていただけたらと思っております。



大島は庵治町に深い関係があります。負の遺産というのではなく、風光明媚な島でもありますし、歴史のある島ですので、そういう面でPRできる場所であると思いますのでよろしくお願いします。

○黒田観光交流課長 議長。

○議長（高砂会長） 観光交流課。

○黒田観光交流課長 御意見いただいたところですが、今日は、瀬戸内国際芸術祭担当の職員が来ておりませんので、離島振興の担当全般というところでお答えさせていただきます。

大島につきましては、委員さんがおっしゃられたように、今後も離島振興の活用という形で検討していく必要があると思います。

一方で瀬戸芸に始まり、そういった地元でない方が自由に入出入りできるようになるような環境設定ですが、例えば、インバウンドの方ですが、よく京都とかそういった観光名所で問題になっているオーバーツーリズムというような問題があります。日本の文化とかしきたりとかにまだ慣れていない外国人の方がどんどん入ってくると、そこでのマナー違反やごみの問題ですとか、民地への不法侵入等、いろいろな問題がございますので、そういったことをクリアしながらやっていくことになろうと思います。

いただいた御意見を参考にしながら、今後、大島のことも含めて検討させていただけたらと思います。以上です。

○増田委員 議長。

○議長（高砂会長） 増田委員。

○増田委員 庵治から自由に大島に行くことができたのですが、今は、関係者以外船に乗ることができません。ぜひ、大島の活性化につなげていただければ、庵治からでも船で大島へ行けるように考えていただけたらと思います。

○黒田観光交流課長 議長。

○議長（高砂会長） 観光交流課。

○黒田観光交流課長 専門ではないですが、離島航路の関係になりますので、船のアクセスの関係も含めて、そういう御意見があったということを持ち帰って、担当セクションに伝えさせていただけたらと思います。

○池添地域振興課長 議長。

○議長（高砂会長） 地域振興課。

○池添地域振興課長 池添でございます。

大島青松園としましては、コロナ禍の関係で、8月末までは島に来ていただくのは御遠慮いただきたいとのことでございます。

この前も大島と話し合いをさせていただきましたが、お墓参りとかで、庵治から大島へ行く場合は、関係者以外でも乗船いただけるというお話はさせていただいております。

以上です。

○議長（高砂会長） 増田委員よろしいですか。

○増田委員 はい。

○議長（高砂会長） この件につきまして、他にございませんか。

無いようでございますので、次に進みます。次に、項目番号2の時代の変化に応える産業を育てるまちづくり（農業の振興）について、御質問等ありましたらどうぞ。

○森岡委員 議長。

○議長（高砂会長） 森岡委員。

○森岡委員 森岡です。よろしく申し上げます。

庵治は、石と魚のまちというキャッチフレーズがありますが、農業も結構、従事者が多い状況です。

説明文の事業内容にも書いてありますが、ここ5年後もしくは10年後、今の農業従事者の大半の方が高齢になって、農業をやめようということになってくると思います。

その中で、市が対応するには大きすぎるような気もしますが、これは国だとか県だというだけではだめだと思います。いろいろな農業関係の「人生の楽園」とかで、早期退職の方が、農業に従事して楽しく元気にやっているというのがありますが、現実には、それほど甘いものではないと思います。そういった中で、後継者の担い手づくりについて取り組んでいるということですが、例えば、元年度に実績として県外から応募されて実際に農業に携わっている方が何人くらいおられるのでしょうか。

○白井農林水産課長 議長。

○議長（高砂会長） 農林水産課。

○白井農林水産課長 県外からというのは、令和元年度は、実際のところ十分把握できておりませんが、県においては、東京、大阪等で就農相談会を実施して、県外の方に向けては、窓口を設けて香川県での就農、また本市における就農も誘導させていただいているところです。

先ほど御説明しました農業次世代人材投資事業について、市といたしましては、次の担い手を確保しなければ、農業を維持できないと充分認識しておりまして、この事業を活用して担い手の確保を進めているところでございますが、この庵治地区においては、新たに新規の認定就農者として、若い1名の方の実績がございまして、露地野菜を作っている方でございます。そういう実績ができるとうまもできてくると思います。

今、香川県の場合では、農業法人に就農して、のれん分け就農というのが多くなっておりまして、そういうところに若い人が入って行って、農業技術を身に付けてから新規認定就農者となって、実際に就農を始めるというパターンが最近は多くなっている傾向でございまして、そういった取組みを支援していくということで担い手を確保してまいりたいと考えております。

○森岡委員 議長。

○議長（高砂会長） 森岡委員。

○森岡委員 先ほどの説明でいたい分かりました。

こういったものは、他の県とか地区で良いやり方をしているものがあれば、どんどん取り入れて、こちらとしては、直接は作業されている方はわかりませんので、県とか市とかは情報が入りやすいと思うので、そのあたりをうまくどんどん取り入れていただけたらと思います。

なかなか難しい問題ですが、庵治地区で実際に一人やっておられますので、そういう方がもっと増えてくれれば、将来の不安も解消されるのではないかと思います。

○議長（高砂会長） 森岡委員よろしいですか。

○森岡委員 はい。

○議長（高砂会長） 他にこの件についてございますか。

無いようでしたら、私の方から、この対応方針の中で、最後の段落で、「ICTを活用した先端技術の導入に努めてまいりたいと存じます。」とありますが、確かにそういう事業も必要ですね。高松市は、特に担い手の集積をして進めているということで十分理解できます。

先ほどのお答えの中にもありましたが、一昨年から一人の若い方が、町内の農地を集積して、現在2町ほど集積できております。また、今年、その弟さんが新たに2町ほど集積して新規就農して農地を守っていただけたという状況です。

一方、昨年、国連で「家族農業の10年」というスローガンが採択されておりますが、食料自給率がカロリーベースで37%から38%に上がりました。これは、1%上がったというのは、家族農業、零細農家の方が作る食材が押し上げたということであると言われております。その部分に光を当てるということは、大事な施策になります。

そのあたりどのようにお考えですか。

○白井農林水産課長 議長

○議長（高砂会長） 農林水産課。

○白井農林水産課長 御指摘のとおり、担い手のリタイアというのがここ10年くらい進んでおりまして、国のほうでも分析が進んでいると思いますが、やめる方が多すぎて、それを受ける担い手が少なくなるという中で、機械化とかICTを活用して少ない人数で効率よく農業を進めて行きましようというのが今の方針になっています。

御存知のとおり、次期の農業の基本計画の中で、家族経営の農業、半農半Xというキーワードが出てきておりまして、減っていく農業者の方をいかに増やしていくかというのが次期の基本計画の対象を広くしたいということになってくると思います。

今後9月くらいに、次期の国の概算要求というのも出てくると思いますので、その中で家族経営においても半農半Xについての施策が展開されてくると思いますので、市としてもそういった情報を踏まえて、次の施策を検討してまいりたいと思います。

○議長（高砂会長） はい、ありがとうございました。

もう1点関連して、農業委員会で昨年从高松市内3地区をモデル地区として、人・農地プラン実質化ということで、農地利用の意向調査、アンケートをとっていますね。

今年度、全市を対象にアンケートをとると聞いていますが、そのアンケートの結果をもってどのような展開を考えておられるのですか。

○白井農林水産課長 議長

○議長（高砂会長） 農林水産課。

○白井農林水産課長 今、ちょうど順次アンケートを送付している段階で、各32地区に送っている段階で、今それを取りまとめているところです。

農地の流動化については、見える化で農地を貸したいという方と借りたいという方をうまくマッチングさせるということが必要になってまいります。そういった出し手農家の農地がどこにあるか、その地区でそういった見える化に取り組んでまいりたいと考えて

おりまして、それによって若い方がこの農地であれば借りたいということを具体的に考えられるということがありますので、そういった取組みを進めてまいりたいと思います。

○議長（高砂会長） はい、分かりました。

このアンケートの結果をもとに、5年、10年後の高松市の農地をどうしていくのかということでパンフレットを見てみますと、集落で話し合いの場を持っていきたいというようなことも書かれておりますので、そのような方向で発展的に進めていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

この点について他にありませんか。

○森岡委員 議長。

○議長（高砂会長） 森岡委員、どうぞ。

○森岡委員 田んぼの形というか、区画整理をされているところについては、割と他の農家の方が一緒に含めてやろうという意見とか、実際にそういう形で現れますが、そうでないところ、中山間地区の岸が高いとか、そういうところが割と庵治地区では多いと思います。

例えば、アンケートの内容で、そういったものがどういうふうに出てくるかということも興味深いという気がします。やはり、中山間は放っておけということになってしまうと、江戸時代より前からやってきた人たちの苦労が一気に無駄になってしまうというのが目に見えますので、アンケートの内容を十分に考慮して検討してもらいたいと思います。以上です。

○議長（高砂会長） はい、よろしいですか。他にありませんか。

無いようでございますので、次に、項目番号3 公共交通充実に係る支援策について御質問等ございましたらどうぞ。

○森岡委員 議長。

○議長（高砂会長） 森岡委員、どうぞ。

○森岡委員 森岡です。

庵治地区においても、コミュニティバスの導入についての検討ということで、いろいろ高砂会長が中心になって取り組んだのですが、アンケートの結果と実際に運行してみると、あった方が良いとか、ないと困るとかいう意見が多いのですが、実際に幕をあけると利用者は非常に少ないということで、結果的には、試験運行が短期間で終わってしまうということになっております。これは数年後であってもあまり変わらないと思います。

そういった中で、テレビ等報道では、乗り合いタクシー等を業者がやっているということで、それは成功しているようなので、そういったものには調査を行うとか、コミュニティバスを運行しようというところについても、そういういろいろな種類のものがあるというデータを持っておくと、説明する側と聞く側は、興味深いと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○西吉交通政策課長 議長。

○議長（高砂会長） 交通政策課。

○西吉交通政策課長 今回の御質問にお答えいたしますが、コミュニティ交通の在り方ということになると思いますので、基本的に、乗っていただくというのがベースになるということになります。高砂会長が、28、29年度で御尽力いただいて試験運行をしていただいたのですが、やはり利用者が少ないということで至らなかったということになっていると思いますが、その中でコミュニティ交通というものは、コミュニティバスに限るわけではございません。

今、国のほうではいろいろな施策を考えています。今回、地域公共交通活性化再生法が改正されました。その中でタクシーの利用であるとか、バスをもう少しうまく利用できないか法律の改正案の中に出てきておりますので、今後は、いろいろなモードで地域の足を確保していくということを検討してまいりたいと思っております。

それで、あくまでコミュニティ交通でなければいけないのか、それとも福祉という視点で移動手段を確保するということが可能かと思っておりますので、そこに関しては、市としては、福祉部局とも連携しながら取り組んでいきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（高砂会長） 森岡委員、よろしいですか。他にこの件につきましてございませんか。

無いようですので、私のほうから1点。

先ほど、課長の答弁の中にもございましたように、平成29年から30年にかけて、町内でコミュニティバス連絡協議会を設立しましてアンケートをとって、短い期間ではありましたが試験運行を行いました。

そのときの状況を振り返ってみますと、アンケートの中にも回答として一部ありましたが、町内でこういう事業を進めるのは、まだ、時期尚早ではないかというような御意見もございました。そういう面もあったかと思ひます。

冒頭に池添課長から建設計画をまとめていただいたものを説明いただきましたが、振り返ってみますと、今まで審議会で提出した意見もまとめていただいておりますが、この中に、3度ほど、コミュニティバスについて質問が出ております。そういう意味では非常にありがたい資料になっております。

これを見てみますと、亀のような遅い速度であっても、徐々に進めて行かないと前に向いて進んでいかないのかなと感じております。平成29年から30年にかけて試験運行した時と現在では、仕組みが変わっていると聞いたのですが、そのあたりを説明いただけたらと思います。

○西吉交通政策課長 議長。

○議長（高砂会長） 交通政策課。

○西吉交通政策課長 29年の時には、本格運行の前の事前準備というかたちで、補助という形を取っていたのですが、昨年度は、試験運行を行う補助制度というメニューを新しく作っております。それを使って、昨年度もこの場で私共の課長補佐が来てお話をさせていただいたと思うのですが、檀紙地区のほうで試験運行制度というものが始まっております。

試験運行制度を設けたのは、会長がおっしゃられたとおりで、短い期間では、やはり試験運行というのがなじまないというのがございます。ある程度の期間の試験運行を行わないと需要の把握ができないということもありまして、高松市としては試験運行制度を設けたというところでございます。

また、会長が冒頭に言われたように、この話は、地域の皆さんが意識を醸成していかないと長く続かないというふうになると思いますので、ぜひとも、市民ふれあいトークでかまいませんので、呼んでいただければ、今の交通政策課が行っておりますコミュニティバスの運行でありますとか、地域の足をどうしていくのかということ、一方的にしゃべるのではなくて対話を通じながら、地域の皆様と考えていきたいと思っておりますので、呼んでいただければと思っております。以上でございます。

○議長（高砂会長） はい、当時、試験運行に向けて作業を進める中で、今日来られている北係長を始め、職員の皆さんにはお世話になりました。

やはり、課長が先ほど言われたように、コミュニティバスという部分だけ特化するのではなく、一つの考え方として、福祉面の乗り合いバスのものも考えていけば良いと思いますし、この件について、昨年度の連合自治会で庵治町のまちづくりについてというこ

とでアンケートを実施しました。その中で一番多かった皆さんの回答が、お年寄りの生活の足、公共交通を将来的になんとかしてほしいということです。従って、何らかの方法で早い機会に時期を失することなくこういう事業に取り組んでいけたらと、私自身、審議会委員さん含めてと思います。そのような意識を持っておりますので、また、御厄介をかけると思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

他にございませぬか。

他に無いようですので、次に進みます。

項目番号4 各種イベント補助金について観光交流課並びに農林水産課から説明をいただきました。この件について御質問等がございましたらどうぞ。

○松浦副会長 議長。

○議長（高砂会長） 松浦副会長どうぞ。

○松浦副会長 松浦です。よろしくお願ひします。

先ほどの説明の中で、今後の対応としまして、補助金の見直しで適正化を図るといふようなことがございましたが、これは、すなわち補助金を削減するということですか。

○黒田観光交流課長 議長。

○議長（高砂会長） 観光交流課。

○黒田観光交流課長 言葉だけの縮減とか減額ということではなくて、先ほどから具体的には申しあげてはおりませぬが、こういった観光イベントに関する補助金に関しましては、金額と全体予算に対しての補助率といふのは、ばらつきがありますので、そのばらついた状況のままで良いのかといったところでの議論はあろうかと思ひます。

従いまして、そういうところを各地域において、ちゃんと説明がつくような基準、ガイドラインあるいはルールを設けて、そこを正していくということとございませぬ。

あくまでもイベントはできるだけ継続していく中で、そういったところも一緒になってイベント内容と併せて補助金も見直していくということと、結果としてそういった減額とか削減といふことはあり得るかもわかりませぬが、削減、減額ありきではないということと御理解いただきたいと存じます。

○松浦副会長 議長。

○議長（高砂会長） 松浦副会長どうぞ。

○松浦副会長 それでは、今の言葉を期待して増額になるような運動をしたいと思ひます。よろしくお願ひします。



○議長（高砂会長） 他にございませんか。

○森岡委員 議長。

○議長（高砂会長） 森岡委員。

○森岡委員 今年については、コロナウィルスの関係で、長い期間をかけて計画をしていたものが中止とか延期になったりしています。そういったものについて、浮いた費用が相当額生じると思うのですが、また、逆にコロナ対策として、大きな金額を出費していると思いますが、市としてどういう使われ方をしているのかお聞きしたいと思います。

○黒田観光交流課長 議長。

○議長（高砂会長） 観光交流課。

○黒田観光交流課長 観光イベントに限らず、いろいろな大規模なイベントが、今回のコロナウィルスの感染症の拡大影響によりまして、中止又は延期、縮小という形になっています。この予算につきましては、結果的に執行せず、残ということになりますので、このお金を具体的に、例えば、高松まつりでしたら、これを何に充てるということではなくて、今回のコロナウィルス対策として、新たに必要が生じた対策とか予防事業など、そういったものに残が出た部分をそちらに充てていくというのが市全体としての方向付けであります。

従いまして、具体的に、今回、庵治の部分がどれに使われているということではないということです。以上でございます。

○議長（高砂会長） よろしいですか。この件につきまして他にございませんか。

無いようですので、次に進めます。次に項目番号5「高松市立地適正化計画」における居住誘導区域外での具体的な取組みについて質問等ございましたらどうぞ。

○松浦副会長 議長。

○議長（高砂会長） 松浦副会長どうぞ。

○松浦副会長 市全体の考え方としては、これでいいのかもしれませんが、居住誘導区域外というのは、何か人が住んではいけないというような言い方をしていますが、もう少しどうにかならないものではないでしょうか。住民の間でも、もう庵治に家を建ててはいけないのかというような話も出ているので、何か居住誘導区域外という言葉自体が、ちょっと住民感情としては合わないような気がするのですが。

○岡田都市計画課主幹 議長。

○議長（高砂会長） 都市計画課。

○岡田都市計画課主幹　　都市計画課の岡田と申します。居住誘導区域外ということについてですが、立地適正化計画の中では、居住誘導区域のみを規定しております。居住誘導区域外という言葉は、敢えては使っていませんが、区域の中と外とを表すために、内と外という言葉をつけて区域内、区域外というふうに使っているところでございます。

当然のことながら区域に外れた方もお住まいがあるということで、決して住んではいけないということではないのですが、今後のまちづくりを考えていくと、ある程度の人口密度が必要であるということもありますので、今後、居住を選択するときには、そういった一つの選択肢として区域内にお住まいを頂ければという考えを示させていただいているところでございます。

区域外という言葉は、今後、取り扱いに注意させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（高砂会長）　他に、この件につきましてございませんか。

○増田委員　　議長。

○議長（高砂会長）　増田委員。

○増田委員　　高松市としては、市内の密度を高めたいということがあると思いますが、庵治地区が過疎化にどんどん拍車をかけるような悪循環になるのではないかという懸念を抱きます。庵治から市内に行くには、20分あれば行けます。従って、僻地のような扱いになるということが、庵治の住民にとっては、大変心外であるということだと思います。

居住をもっと本当は増やしたい、庵治に住んでいただきたいという要望を私たちは持っています。空気はきれいだし、環境としてもすごく豊かだしいい地域です。先ほど言われた密度を高めるという意味では、高松市全体の密度を高めると考えていただいたら良いのではないかと思います。三木町もどんどん人口密度が高くなっていますが、やはりすごく若者の誘致をされています。庵治町にも休耕田とか家を建てることのできる土地はたくさんありますので、そういうところに積極的に活性化を図っていただいて、若い方の居住を進めて行く方策を考えていただけたらと思います。誘導区域とか誘導区域ではないというそういう差別的な政策というのはどうかと思いますので、今後改善していただけたらと思います。

○岡田都市計画課主幹　　議長。

○議長（高砂会長）　都市計画課。

○岡田都市計画課主幹　　日本全体としては、人口が減っているということがありますので、決して庵治地区に人が住まないでくださいというふうに申しあげているわけではないのですが、庵治地区には大変すばらしい自然環境とか、人のあたたかさとかがありますので、そういった地域の魅力を発信することで、庵治に住んでみたいということが一人でも多くの方に伝わるような仕掛けが一方では必要になってくるのかなと思います。

庵治地区で家を建てる際の規制というのは特にございませんので、農地法の関係の条件とか整えば、住宅は建てることできるということになりますので、今後、地域の皆さんとお話させていただきながら、魅力発信等について考えてまいりたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（高砂会長）　　増田委員よろしいですか。

○増田委員　　議長。

○議長（高砂会長）　　増田委員どうぞ。

○増田委員　　ぜひ、そういうふうに進めてもらいたいですが、一応香川県は、県外からの移住が全国的にもランクの高い所になっていると聞いたことがあるので、その中でやはり、塩江や庵治など、郊外で住めるような、お勧めするようなそういう施策をお願いしたいと思います。若い方が住んでいただきたいというのが切なる願いです。

○岡田都市計画課主幹　　議長。

○議長（高砂会長）　　都市計画課。

○岡田都市計画課主幹　　先ほどから出てきております瀬戸内国際芸術祭の関係で、香川とか高松の魅力を多くの方が知っていただくという機会があって、高松とか香川県に住みたいという方も多くいらっしゃると思います。

例えば、小豆島とか男木、女木とか、郊外から離れていても移住されているところもありますので、繰り返しになりますが、庵治町の魅力発信が、今後必要になってくると考えておりますのでよろしくをお願いします。

○議長（高砂会長）　　増田委員、よろしいですか。他にございませんか。

他に無いようですので、私からお聞きしてよろしいですか。

平成30年5月に提示いただいた高松市立地適正化計画概要版を見ているのですが、平成16年に、いわゆる線引きが廃止されました。それ以後、農地が転用されて宅地化されたのが郊外に広がったというふうに書かれています。そういうこともあって、立地適正化

計画で居住誘導区域を中心部に絞っていこうと、いわゆるコンパクトエコシティを集約化していこうということで進められていると思います。

この立地適正化計画の中で、今年7月から開発規制もうんと厳しくなっていますね。直接計画とは関係ないかもしれないですが、この平成30年3月に策定されたとおっしゃっていましたが、その当時は、このコロナ問題はなかったわけですね。今年の初めからコロナ感染が世界的に蔓延したということがあって、この計画は計画で分かりますが、国も一般の皆さんも、このコロナ禍によって働き方を変えていこうと、いわゆるリモートワークやテレワークやそういう社会の構造を変えるべきではないかという議論が巻き起こっています。直ちにそっちの方向にということにはならないかと思いますが、恐らく社会の方向としては、そっちに向いていくような感じがするわけです。

例えば、徳島の神山町という地域であったと思いますが、もう8年ぐらい前から、東京の会社のサテライトオフィスをその地に誘致をして、60社から70社くらいがその地域に移転して、その地域の雇用を生み出しているというような話もございます。

例えば、そのコロナとの関係を考えてときに、佐々木市民政策局長、考え方として見解はございますか。

○佐々木市民政策局長 議長。

○議長（高砂会長） 佐々木市民政策局長どうぞ。

○佐々木市民政策局長 それでは、私の方からこの件につきまして回答させていただきます。

会長がおっしゃるように、このコロナの関係で、経済もそうですが、仕事の仕方とか私たちの生活の仕方も大きく変えなければならないというところも当然出てくると思われています。

まだ、収束が見えない状況なので、はっきりしたことは言えませんが、先ほど御紹介ありましたように、本当に東京一極集中をどうにかしなければならぬということで始まった地方創生ではありますが、実際に地域で生活するということに対しての認識も大きく変わってくるのではないかというふうに言われています。

その中で、これはコロナになる前からですが、なかなか移住、定住というのは簡単にはいきません。では、一つの方策として関係人口を増やしていこうと。要は、滞在であったりとか、そこで少し働くとかいうようなことです。そこでお金を下してもらったり、そ

の期間はそこで住んでもらったりとか、それが最終的に移住、定住につながればいいのではないかということで、関係人口を創出していこうというのが話として出ておりました。

そんな中で一つあるのが、先ほどお話がありましたように、サテライトオフィスですとか、今回、国の菅官房長官が話していましたが、ワーケーションと言いまして、観光地やリゾート地でテレワークを活用しながら、働きながら休暇をとる過ごし方があります。

そうしたことで地域と多様につながる関係人口を創出していこうというようなことも言われています。

御承知のように、先ほどもお話にもありましたように、女木、男木、特に男木島が中学校とか小学校がなくなっていて幼稚園もなかったのが、瀬戸内国際芸術祭の関係で、若者に注目を浴びて全国からも注目されて、今度は保育所が建ったり、移住が進んでいるという状況がございます。

それはなぜかという、女木も男木も昔、夏が来たら避暑地で別荘がありました。庵治もわかりやすく言うと、別荘が今までいっぱいありましたし今もあります。ということは、庵治自体のポテンシャルを、今後慌てず、良いところをしっかりと守っていきながら、コミュニティの皆さんでしっかり話をしていきながら、どういったところを庵治の魅力として外に向かって発信するとともに、いかに今庵治に住んでいる人がそういったことにかかわっていけるのかということ、地域でみんなで話をする。それをまた行政と一緒に協働で支えていく。そういったことを今後、やっていかないと、それは行政が考えてくれということで住民の方がじっとしているようでは、いつが来ても庵治が高まっていかないのではないかと思います。

たまたま男木はそういうかたちで、全国でも注目を浴びる離島になってしまいましたけれども、庵治はその素養というか地域資源は、未だにたくさんあると思っているので、そういったところを皆さんが意識して人が交わるというところからスタートしていきながら、まちづくりを進めて行っていただけたら、私は明るい要素はあるというふうに思っております。以上です。

○議長（高砂会長） はい、ありがとうございました。

確かに、佐々木市民政策局長がおっしゃるように、庵治は地域資源がいっぱいあります。人口は、今、確か4,800人くらいです。先ほど言いました神山町は5,000人です。そういうまちづくりの方向性も考えて、おっしゃるように、確かにまず、地元が立ち上がっていかないとなかなか難しいと思います。

一方では、町外から大勢の人が来ていただくのはありがたいですけど、一方では、非常に迷惑をしている方もいらっしゃいます。確かに。これは本音のところですよ。その辺のバランスも大切なことであると思います。

○佐々木市民政策局長 議長。

○議長（高砂会長） 佐々木市民政策局長どうぞ。

○佐々木市民政策局長 それと、徳島の神山とか、葉っぱ産業で上勝町というのがありますが、徳島県自体がICTの環境があって、補助金を次から次と引っ張ってきて、山の中にパソコン環境を作り上げていますが、そういった要素もあるということですね。

どういうことかということ、地域がこういったことをしたいということに対して、市や県が国に対して働きかけて、協働でやっていかないと、どちらかが熱心でないとこういったことはさっぱり進んでいかないと思っております。特に、進んでいるところの話の聞いたり、現地へ視察に行ってみたりとか、そういったことは、地域の活動としてやっていただけたらと思います。

○議長（高砂会長） 他に、この件についてございませんか。

無いようですので、次に進めます。次に、項目番号6 市道の整備について御意見、御質問等ございましたらどうぞ。

○森岡委員 議長。

○議長（高砂会長） 森岡委員。

○森岡委員 ここに書かれていることについては、特に質問はありませんが、昨日あたりの新聞には、全国の交通事故死亡者が、7月は大幅に減少した旨、書かれていました。

半面、香川県にとっては、逆に多くなっているということで、それまでも成績が悪く、死亡事故が多いということがあります。香川県はマナーが悪いです。

今、コロナでは厳しく実際に目に見えるような対応をとったりしています。

同様に、交通安全についても、非常事態だというだけでなく、車とか車が通る道路とか、いろいろな環境が整っても、最終的には運転する人とか歩く人、自転車に乗っている人、バイクの人も含めて、車の運転も悪いけれど、自転車のマナーも、歩いている人のマナーも悪いということを書いて、実際に交通マナーの見直しをしていかないと、車の方が気を付けろというばかりでは、事故を完全に防げないという気がします。

今日は、交通の関係課が来られていませんが、ちょっとそういう気がします。以上です。

○蓮井道路整備課長補佐 議長。

○議長（高砂会長） 道路整備課。

○蓮井道路整備課長補佐 道路整備課の蓮井でございます。

交通安全の啓発等につきましては、直接の担当ではございませんので、難しいお答えはできませんが、交通事故が、香川県下、全国に比べて非常に多いというのは、以前から言われていることでございます。

まず、一つは、啓発活動に尽きるというふうに思っております。道路を整備する側の方からしますと、できるだけそういったことに気をつけていただけるような道路の作り方であるとか、構造であるとか、そういったことに日頃から心掛けて努力していきたいと考えております。

○森岡委員 議長。

○議長（高砂会長） 森岡委員。

○森岡委員 今の件については、私もそのように思います。高松市が拡張されて、高松方面に行く人、また、帰って来る人にとって非常に便利がよくなりました。東郵便局前の道路の拡幅も効果が相当あったと思います。苦勞したと思います。

○議長（高砂会長） 他に。

○松浦副会長 議長。

○議長（高砂会長） 松浦副会長どうぞ。

○松浦副会長 松浦です。よろしく申し上げます。

この6番の項目ではないですが、町内にまだまだ4m未満の市道がいっぱいあります。できるだけ早く整備していただけたらと思いますが、どういう段取りで進めていけば一番早いのでしょうか。

○蓮井道路整備課長補佐 議長。

○議長（高砂会長） 道路整備課。

○蓮井道路整備課長補佐 この件につきましては、この庵治町に限らず、市域全域から御要望をいただくような状況になっておりまして、こちらの回答にも書いてありますとおり、生活道路整備審議会を28年度に設けておりまして、それまでは請願道路という形で直接皆様から御要望を受け付けておりました。

財政状況も背景にある中で、公平公正にそういった狭隘道路等を含めた道路の拡幅を進めて行くために、28年度に生活道路整備審議会を作りまして、そこで、皆様からいた

だいた御要望を審議いたしまして、優先度もつける中で、現在も鋭意整備を進めているところですので、ぜひ、御当地におきましても、4 mに拡幅して欲しいという道路がございましたら御相談いただければ、説明にも伺いますし、御協力させていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（高砂会長） 松浦副会長よろしいですか。

○松浦副会長 議長。

○議長（高砂会長） 松浦副会長 どうぞ。

○松浦副会長 それで、道路を拡幅したいというところの土地については、やっぱり寄付してもらわなければいけないのですか。

○蓮井道路整備課長補佐 議長。

○議長（高砂会長） 道路整備課。

○蓮井道路整備課長補佐 正確には寄付ということではなく、一応、1 m<sup>2</sup>当たり300円程度お支払いして、取得という形は取らせていただいています。

ただ、一般的にいう道路の買収方式ではございませんので、1 m<sup>2</sup>当たり300円というのは、安価で寄付に近い額にはなりますが、そういう形で御協力をいただいて拡幅整備を進めているというところでございます。

○議長（高砂会長） よろしいですか。他にございませんか。

私の方から1件。この対応方針の中で、「地元関係者の合意形成を図っていただき」という文言がありますが、単刀直入にお聞きしますが、地元がまずまとめて来い。それからの話だということですか。

○蓮井道路整備課長補佐 議長。

○議長（高砂会長） 道路整備課。

○蓮井道路整備課長補佐 基本的にはそういうことになると思います。

例えば、一つの道路を一定区間拡幅しようとする、当然、その道路に面してお住まいになられているお宅をお持ちの方であるとか、中には土地をお持ちの方とか、そこを通行される方とか、さまざまな関係者がおられると思います。

特に、そういった郊外部の生活道路になってきますと、地域にお住いのまさに生活に密接した道路になってきますので、そういう使い慣れている方や、関係者の方の合意形成がないとなかなか進められないという現状があります。



地元が全部しないとだめだというのはちょっと偏っていると思いますが、基本的にはそういう形で地域の意見をまとめていただいて、要望を挙げていただいた中で我々が事業化に向けて進めて行くという流れになっています。

○議長（高砂会長） はい、分かりました。共に進めていただきたいと思います。直接この市道の整備には関係しませんが、池添課長がまとめていただいた資料の項目の三番目の最後のページに、地域審議会終了後の継続事業ということで、県道木田郡北部ルート構想の検討が実施中ということになっています。

これは、記憶では合併前から期成同盟会が立ち上がって議論をやりとりしてきた件でないかと思います。いわゆる県道栗林志度線を三木町へ抜ける立石トンネルのあたりから牟礼側の方へ下って行って、ことでん志度線の八栗駅のちょっと東の県道につないでいこうというような構想でなかったかと思います。ここに実施中とありますが、これはそういう話で前へ向いて進んでいるのですか。

○蓮井道路整備課長補佐 議長。

○議長（高砂会長） 道路整備課。

○蓮井道路整備課長補佐 私共がこの件について聞いておりますのは、基本的には実施主体は香川県になると伺っておりまして、そういった今までの経緯というのは、充分私共も把握しているわけではありませんが、ある段階で県に確認する限りでは、事業化には多くの課題や事業費がかかるということで、今後、それを進めていくためには、慎重な議論も必要ですし、地域の気運の醸成ということも含めて必要だとは聞いております。

今後、高松市の役割として、仮にこの構想が県で事業化されれば、その事業費に対して地元負担金というような形で、高松市も一定の協力をしていくということはありませんけれども、直接的にこれに関して、高松市が事業を進めていくということではないということだけ申し添えておきます。

○議長（高砂会長） 分かりました。主体は県事業ということですので、これ以上質問してもお答えできない部分もあろうかと思えます。

他に、この件についてございませんか。

無いようですので、次に対応方針の最後の項目になります。項目番号7 公共施設の運営・管理について、御質問等ございましたらどうぞ。

○森岡委員 議長。

○議長（高砂会長） 森岡委員どうぞ。

○森岡委員 森岡です。

公共施設について、日常点検表等を作っているということですが、それに基づいて点検をされると、どこかが傷んできているということについて、チェックができるというような内容になっている点検表があるということですね。

それは、施設によっては、重要な点検項目というのは、新しいものがあったり、これはいらないとか色々あると思うのですが、それぞれの建物について独自の点検表を作成されているのか、また、点検を実施する人は、市の職員等がされるのか、コミュニティとか嘱託職員とかそういう人でもかまわないというようなものか。私が言いたいのは、点検表に基づいて建物の老朽の状態を確認すると言っても、あまり知識のない方にこの点検表に基づいて日常点検してくださいと言っても、なかなか目が行き届かないと思いますし、それがもとで何か大きいことが起きれば、市としても具合が悪いのではないかと思います。

点検表を作っているのは良いですが、実施の運びになった状態で、教育もしていないと、まったくの素人の人が、これに基づいてチェックして目視してOKというので本当に大丈夫かという気がしますが、そのあたりはどうでしょうか。

点検表は、いろいろ施設によって種類があるのか、点検する人は講習を受けてある程度の知識を身に付けておられるのか。そういった指導をされておられるなら問題はないかと思います。そのあたりをお聞きしたいと思います。

○森岡ファシリティマネジメント推進室主任主事 議長。

○議長（高砂会長） ファシリティマネジメント推進室。

○森岡ファシリティマネジメント推進室主任主事 通常、目視した状態での点検マニュアルを作成しておりまして、一般の方でも、点検して確認ができるようなものを作成しております。

点検表の種類につきましては、あらゆる施設が確認できるようになっております。この公共施設点検マニュアルを作成した段階で、一度講習を実施しております。

施設の点検につきましては、施設の管理者ですので、コミュニティセンターの場合は、コミュニティ協議会が行っております。

○森岡委員 議長。

○議長（高砂会長） 森岡委員どうぞ。

○森岡委員 マニュアルは、それぞれの建物について独自、あるいは同じものもあるかもしれませんが、それは全部あるということですね。

例えば、この建物、あるいは向こうの本館の方とか、そういったものについて、点検マニュアルとか点検表があるということで良いのですか。相当、量が多くなるので、共通にできるものは共通にしたらいいと思います。

○森岡ファシリティマネジメント推進室主任主事 議長。

○議長（高砂会長） ファシリティマネジメント推進室。

○森岡ファシリティマネジメント推進室主任主事 すべての施設に対応できる一覧表があるということです。一つの様式で、外壁とか内装とか建具とか、それぞれの箇所ごとにチェックできるシートがございます。

○森岡委員 議長。

○議長（高砂会長） 森岡委員どうぞ。

○森岡委員 一部で共通しているということですか。

○森岡ファシリティマネジメント推進室主任主事 議長。

○議長（高砂会長） ファシリティマネジメント推進室。

○森岡ファシリティマネジメント推進室主任主事 一部で共通したマニュアルになっています。

○森岡委員 議長。

○議長（高砂会長） 森岡委員どうぞ。

○森岡委員 通常、一般企業であれば、共通できる点検表でできるものは問題ないですが、一つのもので、すべての機械設備とかいろいろなものが点検できるような様式というのは、まずないと思います。

労働基準局でチェックされたり、一枚だけの日常点検表で、例えば会社の中にあるいろいろな設備、機械の点検がすべてそれでできるような点検表というのは、聞いたことや見たことがないと思います。厳しいことを言われなければ良いのですが、ひょっと言われたときには、ちょっとひっかかるなと思います。点検する人は、それなりの知識とか、ある程度講習をしていけば構わないと思います。私は、心配して言っているだけで、知らなければどうこうということではありません。

○池添地域振興課長 議長。

○議長（高砂会長） 地域振興課。

○池添地域振興課長 地域振興課の池添でございます。

この点検マニュアルを作成した時に、各センターで、職員に対して、研修は行っております。

○議長（高砂会長） 森岡委員、よろしいですか。

○佐々木市民政策局長 議長。

○議長（高砂会長） 佐々木市民政策局長どうぞ。

○佐々木市民政策局長 ちょっと補足させていただきます。当然、高松市には、建築士もおりますし、設備担当もおりますし、当然しっかりした技術担当もおります。

課で言いますと建築課、あと建築指導課という課もあって、指導もしているところでもありますので、基本的にそれぞれの施設の管理監督をしているところが、常に自分のところの施設を責任を持って管理していくというのが原則で、この基準というのは、そういう専門家でなくても年2回は必ずチェックしますし、ファシリティマネジメントの面でもチェックします。

それが、ある一定の年数を超えてとか、台風が来て屋根が飛ばされたとか、そういう状況がすでに発生していたなら、そういったメンテナンスは、それぞれの課で責任を持ってやっているというのが現状なので、ファシリティマネジメントと言い始めて、全然うちは大丈夫と言って何もしていなかった状況から、そんなことは関係なく、ファシリティマネジメントというのは、常にそういったところを意識して備えましょうと、無駄があれば施設の無駄も含めてマネジメントしていきましょうという動きなので、ここに書いてあるのは少し誤解を受けて、逆に心配をお掛けして申し訳なかったと思います。

基本、そういう意識で常に自分の管理している建物は、自分たちの目でチェックしましょうというのが始まりです。

コミュニティセンターを例に挙げますと、築40年、50年と経ってきますと、そろそろ建て替えの時期になってきます。ファシリティマネジメントの調査もしなければならぬので、そういうものについては、必ずプロにやってもらいます。

ちゃんと予算化して、ファシリティマネジメントの調査もやっていただくようにしておりますので、そのあたりの説明が上手にできなくて、御心配をお掛けしましたが、そのところは、ちゃんとやっておりますので、御安心いただきたいと思います。

○森岡委員 議長。

○議長（高砂会長） 森岡委員どうぞ。

○森岡委員　私が、なぜそういうことを言っているかという、高松市もISOを取得していますね。それを取得しているということは、その内容に該当することが十分あると思います。そのあたりになってくると、文書管理規程とか基準とかマニュアルとかがきちんとできているかを、いつ聞かれても誰に聞かれてもできているというようにしておかないと、大変なことになる恐れもあるということでは言いました。

○奥委員　議長。

○議長（高砂会長）　奥委員どうぞ。

○奥委員　先ほど、対応方針のほうで、下から2段目のところで、自然現象が原因で発生した損害については、適用されないというように書いていますね。

ただ、今回のコミュニティの瓦が民家に落ちたということで、たまたまその民家の方が自分の家屋の保険に入っていたので、そちらから保険金が下りるので良いですよというので、今回の話は終わったと思います。仮にその下を人が歩いていて、その方が亡くなったとします。その場合でも高松市は放っておくのですか。

なぜかという、今回のケースは、指定管理者が、庵治のコミュニティということですから。本来、この施設は、高松市の公共施設です。担当課が当然ありますよね。築年数も相当経過して老朽化しているという自覚はあると思うのです。コミュニティセンターがあるのは52か所でしょうか。担当者がその施設を十分点検し、把握していると思うのです。予算も組みながら、老朽化しているにもかかわらず、いくらコミュニティに点検義務があるといっても、コミュニティに屋根の上まで点検する予算を渡しているかというのが一つ問題です。

この保険の適用になりませんと言いつつ切っていますが、実際、亡くなられた場合に、被害者に補償できませんということで済むのでしょうか。当然、いくら保険適用外としなくても、高松市民の公共施設であれば、最終的責任は、築年数もあるし、修繕を要するのを見過ごしていただいだけであって、逃げるばかりでなく、地域の住民とか被害のあった建物の補償は、保険が出ませんということで済むのでは安心できません。そのあたり回答をお願いします。

○池添地域振興課長　議長。

○議長（高砂会長）　地域振興課。

○池添地域振興課長　先ほど「保険が出ません」という説明をさせていただいたのは、全国市長会の市民総合損害補償保険の手引きの中で、「台風等の強風についての事故につ

いては、一般的には、不可抗力として市に法律上の賠償は発生しないと考えています」というところです。ただし、管理の瑕疵を認めるとか、損害責任が発生した場合は、本保険の対象となります。

○奥委員 議長

○議長（高砂会長） 奥委員どうぞ。

○奥委員 そういうふうになっているからという回答をいただいたら、高松市は、そういう対応ができないというふうに理解して、近隣の人とか、人身事故になった場合でも、そういう対応をしていくと思うのです。やはり、最終、ここで責任を持つという文言が一番大事だと思います。

○池添地域振興課長 議長。

○議長（高砂会長） 地域振興課。

○池添地域振興課長 この回答に不足がありまして申し訳ありません。場合によっては管理の瑕疵を認める場合は、損害賠償が発生して、本保険の対象となりますので、後日、文書で回答させていただきたいと思います。

○議長（高砂会長） よろしいですか。私の方からも、奥委員さんと同じような質問をしたいと思っておりましたが、奥委員さんから質問をしていただきましたので、ここで省略しますが、私が気になるのは、業務遂行上の過失となっています。

過失というのは法律的な問題になってくると思うのですが、それに起因して起きた云々になっていくと、十分に調査してもらわないと、法律的な問題に突っ込んでいかなければならないと思います。

再度検討して、提出しますということですので、その方向でお願いします。

○池添地域振興課長 議長。

○議長（高砂会長） 地域振興課。

○池添地域振興課長 はい、御提出させていただきたいと思います。

○議長（高砂会長） この件について何かございませんか。

発言が無いようですので、(2)協議事項の合併地区のまちづくりに係る実施事業に関する意見についての対応方針につきましては、以上で終わります。

ここでお諮りいたします。開会后約2時間近くが経っております。この後、「その他」で委員の皆さんから6項目ほど事前質問をいただいておりますので、これを続けて議論していくより、ここで4時5分まで10分間休憩してよろしいですか。いいですか。

では、4時5分まで休憩ということでよろしく申し上げます。暫時休憩いたします。

(午後3時55分～午後4時5分 休憩)

#### 会議次第4 その他

○議長（高砂会長） 会議を再開いたします。

続いて、会議次第4「その他」でございますが、本日の審議会に先立ち、事前に委員皆様方からいただいております質問等を地域振興課に提出しておりましたので、ただ今からその回答をいただきたいと存じます。

まず、森岡委員と打越委員から、伝統文化の保存・継承の支援についての質問をいただいております。このことにつきまして文化財課から回答をよろしくお願いいたします。

○大嶋文化財課長補佐 議長。

○議長（高砂会長） 文化財課。

○大嶋文化財課長補佐 文化財課の大嶋と申します。よろしくお願いいたします。

伝統文化の保存・継承の支援についてのうち、まず、太鼓の張替えと民俗文化財の道具の修理等に係る費用負担についてでございますが、本市では、高松市文化財保護条例及び高松市補助金等交付規則に基づき、文化財の所有者や保存団体等の方々が行う文化財の管理保護又は活用について補助を行っているところでございます。

特に、民俗文化財につきましては、道具類の修理等に多額の費用を要する場合もございますことから、補助金に加えて、各団体の方々に対して、道具類の修理等に活用できる文化財の民間助成事業についても周知を行い、応募を希望される団体の推薦も行っているところでございます。これまでも民間助成事業を活用して道具類の修理などを行った団体も多くございます。近い所では、傘礼の石切り唄保存会等が活用されています。引き続き各団体の方々に対して補助を行うとともに、民間助成事業の活用につきましても積極的に周知してまいりたいと存じます。

次に、虫送りの文化財指定についてでございます。虫送りにつきましては、かつては全国各地で行われていたもので、市内でも行われていたことが知られています。

しかし、現在も行われている地域は少なく、貴重な無形民俗文化財と存じます。

庵治町の虫送りにつきましては、香川県の無形民俗文化財の網羅的な調査である平成8・9年度の香川県の民俗芸能調査では調査対象となっておらず、また、平成17～19年度に行われた香川県の祭り・行事調査では、基礎調査は行われているものの、詳細な調査が行われておりませんことから、現状では、文化財としてあまり高い評価はされてはおりません。

なお、同調査で詳細な報告をされている庵治の船祭りなどが、その後、文化財指定されているように、これらの調査で詳細な調査が行われ、報告されたものが、当面の文化財指定候補と認識しているところでございます。

文化財の指定につきましては、その行事の由来や来歴に関する資料が残っており、それが昔の形態と変わらず行われていることが文化財の価値として重要であり、庵治の虫送りにつきましては、その点が不明な状況でございます。

本市におきましても、現在、市内の無形民俗文化財の網羅的な調査を順次実施しておりますことから、今後、その調査において、資料が見つかることを期待しております。以上でございます。

○議長（高砂会長） はい、ありがとうございました。ただ今、文化財課から回答がございましたが、このことについて御意見等ございましたらどうぞ。

○森岡委員 議長。

○議長（高砂会長） 森岡委員どうぞ。

○森岡委員 私は、庵治の締太鼓について出したのですが、庵治は年間20万円の補助をいただいております、ありがたく使用させていただいているということで感謝されているところが多いです。

傍から見ていて、特に締太鼓については、非常に経費がかかるときがあります。1年や2年ではかからなくても、5年とか6年とかになると、一つ替えるにしても相当お金がかかるということから、ある程度それが好きな人がやっているのではないかとということで済ませていくと、こういう文化財の継承は絶対難しくなってくるということで質問をさせていただきました。そういう民間助成事業というのを、私は知らなかったもので、これは、当然そういう補助をもらっている方は、知っているのでしょうか。私は、あまりそういうことを聞いておりません。以上です。

○大嶋文化財課長補佐 議長。

○議長（高砂会長） 文化財課。



○大嶋文化財課長補佐　この民間助成につきましては、それぞれの民間が募集をしているものを取りまとめて、各文化財保存団体、特に民俗文化財の修理、そういったものに充てることができることが多いので、こういう民俗文化財関係の保存団体の方には、その都度お送りしているところでございます。

また、いろいろな団体からそれに対して助成を希望するということで、多くの場合は高松市が推薦をするという形をとりますので、その推薦も我々の方で行っております。

○森岡委員　議長。

○議長（高砂会長）　森岡委員どうぞ。

○森岡委員　今の話であれば、例えば庵治締太鼓は、それに該当するという判断でよろしいでしょうか。

○大嶋文化財課長補佐　議長。

○議長（高砂会長）　文化財課。

○大嶋文化財課長補佐　庵治締太鼓は該当しますし、庵治踊りも、庵治の船祭り、これも該当しております、そういった団体には御案内をお送りしているところです。

○議長（高砂会長）　他にこの件につきまして。

○打越委員　議長。

○議長（高砂会長）　打越委員どうぞ。

○打越委員　打越です。よろしくお願いたします。虫送りの件で質問したわけですが、ここに書かれております無形文化財という大それたような話で、ここに提出したわけではないのです。と申しますのは、この虫送りそのものが、今から15年くらい前に復活したわけです。それまでは、それぞれしていたのですが、少子化の影響でリーダー的な人が少なくなってきた関係もございまして、虫送りそのものが途絶えてしまっは大変だということで継続するようにしているのです。

小豆島の虫送りは皆さん御存知ですね。庵治の虫送りを知っておられる方、ちょっと手を挙げてみてください。

おられませんね。高松では亀水のほうでやっていた経緯がありますが、現在は、もうありません。庵治だけが現存しています。そのことについて、市報やいろいろなメディアに発信しているわけですが、文化財となれば、相当な資料から、それぞれの由来とか言われたら文献も持っていない関係で、そこまでは至らないですが、これを機に、そうした虫

送りの行事があるのであれば、市としても積極的にバックアップしますよという内容でもいただければありがたいと思います。

補助金についてという話は全くありませんので、そのあたりは、よく勘案してお答えいただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○大嶋文化財課長補佐 議長。

○議長（高砂会長） 文化財課。

○大嶋文化財課長補佐 文化財というものは、指定文化財もありますが、未指定の文化財という、指定されていない文化財もありまして、そういう意味では、無形民俗文化財であるということは間違いないと思っております。

今回、調べさせていただきましたが、先ほど言われたように、かつては市内でも亀水や、香南とか塩江とか、そういったところでもされていた経緯があるようで、その中で、おそらく唯一残っていると言いますか、一度なくなったものが復活しているということだと思いますので、これは、地域の方々が大切に守っていただけたらというのが、文化財課としての回答になります。

○打越委員 議長。

○議長（高砂会長） 打越委員どうぞ。

○打越委員 先ほど申しあげましたように、できるだけ市として、この地域ではPRしますが、それ以外の市の方でも、PRをしていただいたら、大変ありがたいと思います。

○大嶋文化財課長補佐 議長。

○議長（高砂会長） 文化財課。

○大嶋文化財課長補佐 現在、回答のところにもありましたように、市の方で市内全域の民俗文化財の調査を行っております。そういったものを最終的にまとめて報告書とする中で、庵治の虫送りについても、取り上げたいと思っております。以上です。

○議長（高砂会長） 森岡委員、打越委員、よろしいですか。

○森岡委員 はい。

○打越委員 はい。

○増田委員 議長。

○議長（高砂会長） 増田委員。

○増田委員 20万円という予算ですが、これは庵治締太鼓、庵治踊り、船送りの3件を併せて20万円ということでしょうか。配分とかがあるのでしょうか。

○大嶋文化財課長補佐 議長。

○議長（高砂会長） 文化財課。

○大嶋文化財課長補佐 先ほど言いました3件のほかに、住吉神社のお船に対しても補助を行っております、その額についてはすべて同じ額です。ただし、住吉神社のお船に関しては、昨年度から祭りでそれを実際使用するということがされていないということで、管理費ということで去年、今年は、少し額を減じて交付しております。

○増田委員 議長。

○議長（高砂会長） 増田委員。

○増田委員 やはり、この締太鼓に関して言えば、森岡委員さんが言われたように、太鼓の維持費がすごくかかるのですが、そういう場合に、増額の補助をお願いするというのは難しいでしょうか。

○大嶋文化財課長補佐 議長。

○議長（高砂会長） 文化財課。

○大嶋文化財課長補佐 文化財に関する補助については、なかなかどれに充てるというのではなく、活動自体に対して行っている補助もありますので、それがあからといって増額するというのがなかなか難しい状況です。

市の財政も厳しい中、文化財に関する補助については、もっと大きい額を出せるところについては、だいぶ切り込ませていただいたところもありますが、少額の補助のところについては、補助のカットをしないでやってきておりますので、増額というのが難しい状況です。

そういったこともありますので、庵治締太鼓とか、船祭りは、県の指定になっておりますので、県からも補助金が出て、他の2団体に比べると、より補助が厚いことになっております。さらに、今日紹介させていただいた民間の助成金等を活用していただいて、修理に充てていただけたらと思います。

○議長（高砂会長） はい、よろしいですか。

○増田委員 わかりました。

○議長（高砂会長） では、この件については、以上で終わります。

次に、その他の番号2の山本委員から、漁港の整備につきまして事前質問をいただいておりますので、河港課三宅課長どうぞ。

○三宅河港課長 議長。

○議長（高砂会長） 河港課。

○三宅河港課長 番号2の漁港の整備についてですが、今回の調査結果につきまして詳細な報告ができていなかったことを、まずもってお詫び申し上げます。

昨年度、庵治漁港、竹居漁港及び江の浜漁港において、深浅測量を実施した結果、各漁港の整備深度について、一部のエリアを除き、概ね確保されており、抜本的な浚渫<sup>しゅんせつ</sup>は不要ではございますが、局所的に深度が確保されていない箇所につきましては、個別に御相談をいただきながら、適切に対応してまいります。以上です。

○議長（高砂会長） ありがとうございます。

直接、御意見をいただいております山本委員が所用で来られておりませんので、関連して、以前にまとめていただいた建設計画の対応状況の調査表によりますと、平成7年に浚渫<sup>しゅんせつ</sup>しているようです。

その後、10年ほど経過した平成19年に、再度、浚渫<sup>しゅんせつ</sup>をしたことになっています。それからすると、12、3年経つわけです。ということは、そのサイクルでいけば、浚渫<sup>しゅんせつ</sup>をしないといけないという時期になってくるのではないかと思います。

どうも今までの経緯を見るとそういうことになっています。

○三宅河港課長 議長。

○議長（高砂会長） 河港課。

○三宅河港課長 昨年度、実施いたしました深浅測量ですが、各漁港の方には御協力いただきまして、「特にどの場所でしょうか。」ということもお聞きしながら、測量しました。

結果ですが、港漁港の護岸の深さより深く掘り下げてしまうともろくなって崩壊してしまうので、掘り下げることはだめですよというラインがあります。それに対して局所的に足りていないと表現した部分は、港の中にも、山のほうから来る水の落ちる所が局所的に数か所発見することができたのですが、本来、ここが整備深度であるというラインを侵すようなところというのが、現実には見つかり難かったというような状況であり、こういったところもわずかですがありましたから、今後、そうしたところは一つ一つ対応できればと考えているところでございます。

○議長（高砂会長） ありがとうございます。

三宅課長、御足労ですが、担当者から漁協を通じて、御本人さんにその旨、お話いただければ、一番手順としては間違いないのではないかと思いますので、またよろしく

お願いいたします。

○三宅河港課長 議長。

○議長（高砂会長） 河港課。

○三宅河港課長 この件につきましては、委員さんに直接お伺いして改めて図面とかも見ながら、丁寧な説明ができればと思っております。以上です。

○議長（高砂会長） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

この件につきましては、以上で終わらせていただきます。

続いて、番号3 梶河委員から教育環境の整備について御質問をいただいておりますので、中谷教育局次長よろしく申し上げます。

○中谷教育局次長 議長。

○議長（高砂会長） 中谷教育局次長。

○中谷教育局次長 教育局総務課の中谷でございます。教育環境の整備についての回答でございます。

校庭の樹木剪定については、従来、定期的（年1回）に行っておりましたが、現下の厳しい財政状況の中、平成29年度からは、児童生徒の安全性確保や近隣住民への影響など、必要度の高い場合についてのみの剪定としております。

今後とも、樹木剪定や除草などに係る予算の確保に努めてまいりたいと存じますが、地域や保護者の皆様にも、御理解・御協力を賜りますようお願いいたします

○議長（高砂会長） ありがとうございます。ただ今の回答に対しまして御質問等ございましたらどうぞ。

○梶河委員 議長。

○議長（高砂会長） 梶河委員どうぞ。

○梶河委員 庵治には小学校と中学校がありまして、正門の前に木が植わっております。その木がもう3m、4m近く高くなって、正門から学校を見たときに校章があったり、時計があったのですが、それが一切見えなくなっております、それを去年替わられた校長先生が、4月に来られて5月にすぐ切っていただきました。

それまでは、全然話が進みませんでした。校長先生が替わって、人が替わったらルートが変わって話が通じるのかという皮肉めいた話も出ます。

木の剪定に関しては、当然高いところですから、重機が必要ですし、その切った木をどこに捨てるのかということで、処分にはダンプや処分場も必要ですし、大変で、なかなか

かできないのですが、小学校、中学校とも運動場が広くて、今、草がものすごく伸びています。

この日曜日に夏休みが開けますので、年に1回、PTAが奉仕活動で小学校の運動場も、中学校の運動場も草を掃除するという日になっておりますが、年に1回保護者がやったくらいではもう間に合わない状況です。学校の職員の先生なり、用務担当の方などが、動いてくれますが、一人で草刈り機を持ってやっている場合ではないくらいの量になります。

できるのであれば、3か月、4か月に1回は草刈りが入ることが分かれば、それまでなんとかここをきれいにしておこうとか、少しずつでもできるという目標が立ちますが、何もなく一年間放っておいて、夏休みの最後の日曜日に1時間程度草を刈ったくらいではどうにもなりません。それを何とか、庵治だけではなくて、他の小学校も巡回するなり、業者が年に何回か回るといようなことができないでしょうか。

庵治小学校は、幸か不幸か芝生化されておりましたが、芝生のような草がたくさん生えています。一見したら芝生かなと思いますが芝生ではありません。草です。運動会をするにしても、不便になるくらい伸びてきておりまして、地元が、がんばってやっているけれど、それでも間に合わないときに、ここまでやったけれど無理であったら、行政が助けてくれるところがありますよという受け皿があれば、PTAとしても動く目標なりがあると思います。

予算の関係上、使う年があったり、使わない年があったりというのも難しいと思いますが、何か、そういう救いの場所なり、助けてくれるところがあればありがたいのですがどうでしょうか。

○中谷教育局次長 議長。

○議長（高砂会長） 中谷教育局次長。

○中谷教育局次長 今、回答したのは、市内の全小中学校になってしまうのですが、庵治小中学校は敷地面積も広いところでありまして、今、おっしゃられたように、PTAや保護者の方が草刈りをしていただいていることに対しては、大変感謝しておりますし、申し訳なく思っております。

何らかの救済措置があればというところでございますが、例えば、そういった3か月に1回等の予算措置をすることは、今の財政状況の中では難しい状況でございます。

今後、何とか財政状況も見ながら、教育委員会として、できるだけ予算確保には努めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○梶河委員 議長。

○議長（高砂会長） 梶河委員どうぞ。

○梶河委員 予算の話になればどうにもならないというのは分かりますが、0か100かではなくて、今年度は30までいけますよとか、余裕があれば60までいけますよというような作業の仕方というか、お金の使い方はないのでしょうか。する、しないで、しないでだけというのではなくて、いくらか、中途半端ですが、ここまでであればできますよという救いの場所があれば助かるのですが。難しいでしょうか。

○中谷教育局次長 議長。

○議長（高砂会長） 中谷教育局次長。

○中谷教育局次長 回答にもありますように、市のほうでは、限られた予算の中で、児童生徒の安全性に支障が出るとか、樹木が近隣住民のほうに張り出しているとか、そういった場合については、対応させていただいているのですが、定期的な清掃というのは、今の財政状況の中では困難な状況でございます。

○議長（高砂会長） 梶河委員よろしいですか。

○森岡委員 議長。

○議長（高砂会長） 森岡委員。

○森岡委員 先ほどの説明の中で、条件とか必要度の高い場合とかが出ていたと思いますが、そのあたりの誤解がないように、各校長宛てとかに何か通知とかが出ているのか。

例えば、樹木の剪定とか高松市の基準としては、こういう基準に基づいて、それ以上になった場合に、それを市が伐採しますとかいうような判断基準があると思います。

それによって、生徒の安全性とか近隣住民の家に迷惑がかかるとかがあると思うのですが、それがあれば、そういう質問は出て来ないと思います。

○中谷教育局次長 議長。

○議長（高砂会長） 中谷教育局次長。

○中谷教育局次長 小中学校の校長先生で組織する校長会というのがありますが、校長先生のほうからも、こういった樹木剪定や草刈りについて、要望をいただいたこともありますが、それについては、先ほども申しました児童生徒等の安全性確保とか、地域

住民の影響について過去に回答したことがございます。

○森岡委員 議長。

○議長（高砂会長） 森岡委員。

○森岡委員 その説明では、たぶん納得し難い気がします。生徒に対する安全性が確保できないとかであれば、何かもう少し具体的なものがなければ、私が校長であれば、それを追求すると思います。市が具体的にきちんとした線引きをしていないと、今後、そういう問題とか質問が高松市内でも出て来ると思います。きちんこの基準でやっていますということを、全市に言えるようにしておくべきだと思います。基準がないのであれば作るべきだと思います。以上です。

○中谷教育局次長 議長。

○議長（高砂会長） 中谷教育局次長。

○中谷教育局次長 今、森岡委員さんが言われたように、もう少し校長先生に分かりやすいような基準といったものを考えさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（高砂会長） よろしいですか。梶河委員よろしいですか。

○梶河委員 はい。

○議長（高砂会長） では、この件については終わらせていただきます。

続いて、番号4番 上村委員からいただいております災害時緊急物資の備蓄について、三木総務局次長よろしく申し上げます。

○三木総務局次長 議長。

○議長（高砂会長） 三木総務局次長。

○三木総務局次長 災害時緊急物資の備蓄についてということで、庵治町に備蓄されております災害時緊急物資の備蓄場所ごとの数量と、もう1点は、その備蓄数量を増やす計画があるかないかということでございます。備蓄数量でございますが、お手元の備蓄一覧と記載しております資料を御覧いただきたいと思います。

災害時の緊急物資については、アルファ米や保存水などの食料及び飲料水のほか、簡易トイレや間仕切りなどの資機材、また、毛布やタオルなどの生活必需品として、24品目の緊急物資を備蓄しております。

備蓄場所は、分散備蓄としまして、庵治小学校、庵治コミュニティセンター、庵治中学校と庵治第二小学校の4か所のほか、各避難者が想定より増加した場合に、補完・補充用として、庵治コミュニティセンターに集中備蓄分として備蓄しております。



また、新型コロナウイルス感染症対策として、今般、手指消毒用アルコールやマスクなどを備蓄したところでは、

本市の備蓄物資につきましては、平成25年度に県が公表した「香川県地震・津波被害想定（第2次公表）」における、南海トラフを震源とする最大クラスの地震発生による被害を想定し、27年に見直した「高松市災害時緊急物資備蓄計画」に基づき、備蓄しているところをごさいます、現在のところ、計画を見直す予定はございません。以上です。

○議長（高砂会長） ありがとうございます。

この件につきまして、御質問等ございましたらどうぞ。

○上村委員 議長。

○議長（高砂会長） 上村委員。

○上村委員 地域審議会が最後ということで、この質問をさせていただきました。

安心をいただきたいということでの質問でございます。4点ほど質問をさせていただきたいのですが、この備蓄物資の食料の賞味期限の管理はどなたがされているのかということと、賞味期限が切れる前に同数の補充はしていただけるのかということと、小学校と中学校、コミュニティセンターもですが、板の間のところがあります。そういうところに段ボールベッドみたいなものは置いていただけないかということと、4点目は、おしめ、トイレットペーパー、ポリ手袋等、1個とか個数とか、枚数とかについて、1品目当たりの具体的な数量について御説明願いたいと思います。

○三木総務局次長 議長。

○議長（高砂会長） 三木総務局次長。

○三木総務局次長 4点御質問をいただいております。

1点目の賞味期限の管理を誰がしているのかということですが、先ほど申しあげましたように、食料、飲料水、資機材、生活必需品と4種類ありますが、この中で食料と飲料水につきましては、賞味期限がございます。

例えばアルファ米とか保存水であれば、5年といったように保存期限、賞味期限があるものがあります。これについては、緊急物資の保管マニュアルということで、市で購入して、各コミュニティセンター、各小中学校に置いているものにつきましては、賞味期限を市のほうで管理しております。

2点目として、その関連として、その補充ということですが、先ほど申しましたようにアルファ米だと5年、飲料水についても5年ということですが、賞味期限が切れる1年前

に、その切れる数量のものを撤去して、新しく同数の物を補充するということですので、物資の数量は変わっておりません。同数を補充しております。御質問の中にはありませんが、期限が切れる1年前のものについては、廃棄せずに、地域の防災訓練等について、コミュニティ協議会にお話をして有効に活用しているところがございます。

3点目の小学校、中学校の体育館は、基本的に避難所として想定しておりますが、板の間となっております。その場合に、段ボールベッドについては、現在は備蓄しておりません。

ただ、先ほど御説明の中で、新型コロナウイルス対策用として、マスクとか消毒のアルコール剤を配置しておりますが、これに合わせて今後、段ボールベッドについても、新型コロナウイルス感染対策用として配置したいというふうに考えております。

段ボールベッドは高さがありますので、そこで寝た方が、床に落ちたウイルスに感染しにくいといったことで、新型コロナウイルス対策用として備蓄したいと考えておりますが、保管場所の問題がありまして、各小中学校とかコミュニティセンターへの分散備蓄はちょっと難しいので、市の中で1か所にまとめて保管したいと考えております。

4点目ですが、資料の左のほうに、ポリ袋、飲料水、生活必需品とか、それぞれの品目について、単位ごとの入り数が表示されていますが、例えば、ゴミ袋であれば400枚なのかちょっと表現が良くありません。

ポリ手袋ですと、一つに100枚入っています。50双ということです。従って、実際にある数は、ポリ手袋であれば、40×50双という形になります。

○奥委員 議長。

○議長（高砂会長） 奥委員。

○奥委員 指定避難所での避難物資の貸与の状況についてお伺いします。

防災無線で早めの避難放送があり、住民が避難した際に、物資の貸与の実態について具体的に貸出するのか配布するのか、どういう状況の時に避難物資を避難者に提供しているか、その状況を教えてください。

○三木総務局次長 議長。

○議長（高砂会長） 三木総務局次長。

○三木総務局次長 通常、大規模災害が起こった場合に、当然、物流の機能がストップし、避難所に皆さんが来られて、そこで避難物資を提供するというので、災害が発生した直後の生活に必要な最低限なものについて、市で備蓄している避難物資もしくは皆さんが

御家庭で備蓄している避難物資、食料品等を活用するというのが、基本的な考え方です。

そういったことから、通常の、例えば、去年、一昨年ありましたように、大雨警報が出た場合に、避難所を開設するという場合につきましては、飲料水とか食料については、各自で持参していただくということで対応しているところです。

これは大原則ですが、毛布につきましては、皆さんに必要なに応じて提供させていただいております。以上です。

○奥委員 議長。

○議長（高砂会長） 奥委員どうぞ。

○奥委員 その都度、必要に応じてということですが、いつからでしょうか。

例えば、平成何年から貸出しができなくなったのでしょうか。

○三木総務局次長 議長。

○議長（高砂会長） 三木総務局次長。

○三木総務局次長 平成何年からというのは承知しておりませんが、現在の対応は、確証はありませんが、途中で対応が変わったということは承知しておりません。以前、何か貸出しができなかったという事例があるということでしょうか。

○奥委員 議長。

○議長（高砂会長） 奥委員どうぞ。

○奥委員 例えば、毛布の話ですが、最近処理した内容ですが、大災害の時以外は、一切貸出ししてはいけないという指示が出ているそうです。

たまたま、庵治のコミュニティセンターの状況を聞き取りしたのですが、大雨が降っている状況で、高齢者がシルバーカーでどうにかやってきました。その場合に、現在までの話ですが、実際、毛布の貸出しは、今まで一切したことがないということなので、毛布の貸出しをしたらどうですかということを庵治担当の数名の方に声をかけたときに、現実にその方から、「大災害以外は、毛布の貸出しはできないことになっています。」というふうに言われました。

高齢者の方も、事前に防災無線によって何人か来ると思うのですが、毛布をシルバーカーに載せて何分か歩いて来るのに、毛布とかタオルケットを持って来ることができる状況でないにもかかわらず、大災害以外、貸出しは不可能だという指示を受けている旨、本庁の職員がそう言われたらしいです。

高齢者は、一回避難所に来たら夜中に帰るということはずありません。

私は、通常の成人のように荷物を持って車で来ることが不可能な高齢者に、毛布の貸出しができないということで、高齢者が朝まで毛布もなく、そこに居る状態というのは、弱者に対して役所の人間が考えることではないと思うのです。まして、そこに数名の役所の職員が来られているのですが、そういうことを当たり前のように、机上論で数字的に大災害になれば貸出ししますとかいうこと自体がおかしいと思います。

先ほど、三木次長が、いつごろからかわかりませんが、貸出しはしていますという、現実を見ないで予想の言葉をこんな大事な災害物資の関係で、当然会議録も作成されると思います。もちろんインターネットでこの会議録は閲覧できます。そういう状況で、現実の把握もしていない状況で間違った答弁をすること自体が非常に不愉快です。

庵治町の社会福祉協議会が集計して、ネットワーク会議で資料を提供しているものを控えてきたのですが、現在、庵治町の65歳以上の高齢者数は、人口の42%を占めています。そのうちの要支援、要介護者が42%の約半分の20%おられます。そして高齢者の総数の11%が一人世帯です。

そういう状況の中で、高齢者が大勢おられて、若い人に避難所まで連れて行ってもらえない状況で、まして雨がどんどん降って足元が悪い状況下で、毛布を持ってこいなどコミュニティとしたら言えないと思います。見るに見かねて、ある人が提供したということをつい最近聞き取りして、今日、危機管理課長か局長かどなたかが来てもらえるでしょうかということを、私は前回の臨時会で申しあげたわけです。

最後に申しますが、今回の地域審議会の定例会で先ほど上村委員も言われておりましたが、高松市役所全体の基本方針と特に危機管理課の行政執行に対しては、今後直面する大きな課題がいっぱいあると思うのですが、柔軟な対応ができるように切に望みます。それと実益のない机上論が高松市役所の上層部に特に多いですが、現実論で判断して決定してください。地域住民の生命と身の安全を第一優先で考えるようにしてください。

これは、高松市長に直々にお伝えください。

また、現実にもそういう状況が把握できたということは、私も10年近く地元のいろいろなところで相談を受けるために歩いて、その結果感じていることは、行政の大半が、地域の権力者には弱い反面、弱者に対しては目を向けない状況を常々感じ取っています。

それが、高松市の他町に比べて庵治町に対する対応も同じように私は感じます。皆さんはどのように感じているかわかりませんが、もう少し、弱者とかそれなりの規模でやっている町に対しては、もっといろいろな引出しを提供するとか、相談相手になって助言を

するとか、どんどん前へ進んでいる町よりも、そういうところを拾い上げていくほうが、本当に役所の人間がする業務だと思います。以上です。

○三木総務局次長 議長。

○議長（高砂会長） 三木総務局次長。

○三木総務局次長 まず、毛布の件を御指摘いただきましたが、先ほどの大規模災害時だけに、皆さんに備蓄を提供するという大原則ですが、これは食料のことを申しあげておりました、毛布につきましては、奥委員も言われましたように、高齢者の方が、重たいものをわざわざ避難所まで持ってくるというのは、非常に現実的ではないと私もまったく同じように考えておりました、毛布については、現在お貸ししております。

毎年度、人事異動が終わった後、避難所を運営する災害時指定職員の説明会があります。その説明会においても、毛布については、大災害が起こっていない通常の避難所開設の際にも提供するようにという説明も、併せてさせていただいております。

ただ、奥委員が言われましたように、毛布は貸出してはいけないということが実際にあったのだと思いますが、毛布については、必要に応じてお貸しするのが当然というふうに認識しております。庵治町だけの話ではありませんので、災害時指定職員三百数十名おりますが、毛布については、通常の避難所にも提供するように、災害時指定職員に改めて周知したいと思っております。

もう一つありましたが、要介護者、高齢者、障がい者、外国人、妊婦の方について、特に、危機管理課としては、避難所運営においては、要配慮者について、特にそういった視点を持ってプライバシーの配慮に留意すべきということで、要配慮者のための配慮をする指針というものも策定しておりました。

今回、御意見もいただきましたが、今後、危機管理、災害対応においても、障がい者や、配慮を要する方については、特に配慮してまいりたいと思います。

○議長（高砂会長） 番号4 災害時緊急物資の備蓄については、以上で終わらせていただきます。

続いて、番号5 地域行政組織再編計画について、行政改革推進室志度室長よろしくお願ひします。

○志度行政改革推進室長 議長。

○議長（高砂会長） 行政改革推進室長。

○志度行政改革推進室長 地域行政組織再編計画について御説明いたします。

そちらの計画において、支所から地区センターに移行するケースにつきましては、職員数の激減による住民サービスの低下を防ぐため、計画において、当分の間は、必要となる職員を配置することとしております。

三層構造は、ハード面では、令和5年度の山田地区の総合センターのオープンにより構築される予定でございますが、それぞれのところで取り扱う業務内容や人員配置など、市民への適切な行政サービスの提供というソフト面では、再編計画が目指す体制には至っていないのが現状でございます。

そこで、高松市地域行政組織再編計画の考え方を踏まえ、地域行政組織の現状と課題を検証した上で、市民ニーズに的確に応えられる効率的な行政組織の構築を、更に推進するための検討及び協議を行うため、昨年12月に地域行政組織再編推進プロジェクトチームを設置いたしまして、現在、協議を進めているところでございます。

その中で、人員体制についても検討することとしておりまして、現時点では、具体的なスケジュールについては決まっていないという状況でございます。

庵治支所庁舎につきましても、プロジェクトチームの中で人員体制等を検討し、その検討結果等を踏まえて適切に運用してまいりたいと存じます。

よろしく願いいたします。

○議長（高砂会長） ありがとうございます。

この件について私のほうから簡単に補足をしたいと思います。平成27年2月にいただいております地域行政組織再編計画によりますと、支所は、平成28年度に全て移行することとしますので、スケジュール的には、だいぶ先送りになってきていますね。

そこで、去年の12月に行政組織再編のためのプロジェクトチームを作ったということです。ハード面の整備も遅れ、ソフト面も計画どおり動いていないので、プロジェクトチームで先に検討しましょうということですか。

○志度行政改革推進室長 議長。

○議長（高砂会長） 行政改革推進室長。

○志度行政改革推進室長 会長がおっしゃるとおりです。

ハード面の部分で、建設についても遅れておりまして、それに伴ってソフト面の人員の配置、人数、業務内容についての整理も、当初のままであまり変わっていないということなので、プロジェクトチームにおいて検討しているところです。

ハード面につきましては、ある程度目途がついて完成時期が決定しておりますので、プロジェクトチームの中で、ソフト面についても協議して進めていくような状況です。

○議長（高砂会長） 今までの地域行政組織再編の中で、支所が地区センターに移行した時には、職員の人数が急激に減少するという事で、激変緩和のために、当面の間は、今の体制で行きましょうということになっています。その考えは変わっていないですか。

○志度行政改革推進室 議長。

○議長（高砂会長） 行政改革推進室長。

○志度行政改革推進室長 今、お話いただきましたとおり、支所については、計画の中では、支所から地区センターになるところについては、4人というふうになっています。

ただ、急に4人に減らしても、今の仕事をそのままにしていますので、4人に減らすのは無理だということもありまして、急に変わるということもあって、当分の間という表現で今の状態になっています。

ただ、当分の間ということですので、いつかのタイミングで、そこはしっかり検討して変えていかなければならないということですので、現在、当分の間が続いている状態でございます。ずっとではございませんので、時期をいつからにするか、また、その4人とか事務の内容についても、いったん決まっておりますが、年数が経過しておりますので、どういった事務が当時から増えているか減っているかを精査して、今一度、住民の方、市民の方に御説明させていただく中で決めていくというスケジュールでございます。

○議長（高砂会長） 回答欄に、「ハード面では、令和5年度の山田地区の総合センターのオープンにより構築される予定」と書いています。これがターゲットと考えているのですか。

○志度行政改革推進室 議長。

○議長（高砂会長） 行政改革推進室長。

○志度行政改革推進室長 そちらでハード面ができますので、ソフト面についてもそちらに合わせてという考えも一つの案としてございますが、今時点でそこに必ず合わすというふうに決まっているわけではございませんので、そこも今協議中ということでお答えさせていただきます。

ただ、5年も10年も先の話ではないと思っております。一定の時間が経っておりますので、そのあたりには何とかしていかなければならないという考えは持っております。

○議長（高砂会長） 5年も10年も先の話ではないということは、少なくとも、この山田の総合センターのオープンに併せて組織の再編後にということになると思います。

そうなる時に、今、庵治支所に11人の職員の方がおります。それが、今までの経緯があると言いながら4名ということが謳われております。4名で業務が動いていきます。

それと、もう1点申しあげておきたいのは、この計画の中に、「庵治支所については地区センター移行に伴い、人員体制が縮小するため、災害時の体制について、別途構築を検討します。」とあります。これは、移行するまでに必ずやってください。やり取りをして議論をして決めていってください。

○志度行政改革推進室長 議長。

○議長（高砂会長） 行政改革推進室長。

○志度行政改革推進室長 今、御説明しました計画上では、この当時4人となっております。現状は、何年か経過しており、業務内容も変わっており、取扱事務の量も変わっていると思いますので、そのあたりについてももしっかり検討して、それぞれの地区によって特別な個別の業務もありますので、今事務でやらなければいけないものはどれだけかということも十分検討しますし、市民の方にも説明させていただきます。

また、会長がおっしゃった危機管理体制についても、何人にした場合にどうなるかということも、しっかり議論して住民の方に急速に不都合が生じないように、充分に考えて説明した上で進めていきたいと存じます。

○議長（高砂会長） なお、重ねてお願いしておきますが、職員の皆さんは、本庁にしろ、総合センターにしろ、地区センターにしろ、支所にしろ、出張所にしろ、非常に御苦労されていると思います。しかし、やはり11人いる職員が4人になって、その業務の内容を変えなくてやりますというのは、できるはずがないじゃないですか。それを含めて検討いただきたい。今までの審議会の中でも、行政組織再編については、地域が困ることがないように、激変緩和措置を講じていくという答えは何回もいただいております。それも併せてお願いしておきたい。以上です。

次に、4名の委員さんからいただいております番号6番「庵治ほっとぴあん」の大規模修繕も含めた施設運営の継続について、保健医療政策課多田課長よろしく申し上げます。

○多田保健医療政策課長 多田と申します。よろしくお願ひいたします。

項目6番でございます。「ほっとぴあん」につきまして、大きく2点、施設の継続運営



とボイラー大規模修繕の予算計上ということで御質問いただいておりますので、現状も含めまして回答させていただきます。

「庵治ほっとぴあん」につきまして、御質問にもございますように、これまでは、小規模な修繕等を行いながら、施設の維持管理に努めておりますが、平成10年の建設以降、20数年経過しておりますことから、施設の老朽化で機器の更新を迎えているという現状でございます。更新工事等につきましては、やはり多大な経費が発生する見込みでございます。本市の厳しい財政状況から言いますと、直ちに更新工事、修繕工事を行うことが困難な状況でございます。

一方で、現在は、来年4月からの指定管理の募集、選定作業を行っているという時期ですが、これまで応募事業者がないという状況で、事業継続について、さらに困難となる見込みでございます。

今後ですが、現在、来年3月までの指定管理を受けている事業者に対して、どういったことであれば、4月からの指定管理を受けていただけるのかという聞き取りを行って、事業継続に向けて協議を進めてまいりたいと存じます。以上です。

○議長（高砂会長） ありがとうございます。

ただ今の回答に対して質問等ございましたらどうぞ。

○堀川委員 議長。

○議長（高砂会長） 堀川委員。

○堀川委員 まず、次年度の指定管理の募集状況を8月3日に多田課長に電話したと思います。その時の回答が、「数社から声が挙がっておりますが、どこになるかは言えませんが、こちらで今検討しております。」という回答をいただいたと思います。それをもう一度念押しをして復唱したと思いますが、このことに対してどういうふうに変わってきたのでしょうか。

○多田保健医療政策課長 議長。

○議長（高砂会長） 保健医療政策課。

○多田保健医療政策課長 8月3日に私が電話でお受けいたしました。

その時の状況ですが、実は、1社が書類を取りに来たという状況でした。その頃は、市の他の指定管理の選定と足並みを揃えて事業者を決めていくという時期で、具体的にどこあるいは何社ということが回答できるかどうか担当課に確認できておりませんので、そういう回答をさせていただきましたが、この地域審議会においては、委員の皆様には現状を

知っていただく必要があるだろうということで、この場で初めてですがお答えさせていただいた次第です。

○堀川委員 議長。

○議長（高砂会長） 堀川委員。

○堀川委員 すみません。もう一度わかりやすく説明してください。

○多田保健医療政策課長 議長。

○議長（高砂会長） 保健医療政策課。

○多田保健医療政策課長 この指定管理者の募集というのは、市の他の施設でも同様に指定管理者を同じスケジュールで選定することです。

お問い合わせに対して、どこの事業者あるいは何社というような回答をすることが、他の施設の選定作業に影響があることが想定されましたので、8月3日の時点ではそういう回答をさせていただいたのですが、今、実際に応募事業者がないという状況は、地域審議会で隠すことは不適切であるということで、この場で御説明をさせていただいた次第です。

○打越委員 議長。

○議長（高砂会長） 打越委員。

○打越委員 先ほど、堀川委員がこの「ほっとぴあん」に関しての指定管理が何社来られていますかということに対して、数社と答えられたということだったのですが、「ほっとぴあん」に関して数社というのに、今、少し変わってきていますね。そこは、聞いた人間としたら「数社来ているのであれば、指定管理は大丈夫だろう」と思います。

今まで、1社が来年の3月31日まで指定管理が残っています。ということは、その1社も含めて、数社が書類を取りに来ようと連絡して来ようと、数社は数社ですよ。そのあたりが今、疑心暗鬼になってしまっています。そこは、市の中でこういう大事な発言が難しかったかもわかりませんが、堀川委員に丁寧な説明があれば、堀川委員も納得しておられたと思います。以上です。

○多田保健医療政策課長 議長。

○議長（高砂会長） 保健医療政策課。

○多田保健医療政策課長 ありがとうございます。

おっしゃるように、なかなか答えにくい部分ではあったのですが、そこは丁寧な説明が必要であったと反省しております。申し訳ございません。

○堀川委員 議長。

○議長（高砂会長） 堀川委員。

○堀川委員 言い訳されたのかどうかわかりませんが、この申請書類の最終受付は、7月27日から31日となっていると思います。その後に私は連絡しているので、そういう回答を出すというのが、私はまだちょっと納得がいかないです。

○議長（高砂会長） 今やり取りしている議論は、事務的な話の議論であって、それをこの審議会で延々とやるわけにはいかないと思いますので、そのあたりも踏まえてお答えなり、質問なりをお願いします。

○多田保健医療政策課長 議長。

○議長（高砂会長） 保健医療政策課。

○多田保健医療政策課長 すみません。それはまた、後ほど十分に御説明させていただければと思います。

○二川委員 議長

○議長（高砂会長） 二川委員。

○二川委員 「ほっとぴあん」の中に入っている施設で、社会福祉協議会がありますが、その施設がなくなってしまうと、庵治町に社会福祉協議会がなくなってしまう。

私は、民生委員ですが、庵治は高齢者が多いのですが、ある高齢者から電話をいただいて「買い物とか色々困ったことがあって、どこに言えばいいですか。牟礼に言えばいいのではないかと言われましたが、あなた分かりますか。」と言われて、「いや、まだ庵治に社会福祉協議会があるから、私がつないであげるので、そこから担当者に連絡してもらうから、その方にお世話になればいいですよ。」と言ったことがありました。

もし、今後、社会福祉協議会が牟礼のほうに行ってしまったら、本当に庵治の高齢者にとって「死んだ町」になってしまうと思いますので、社会福祉協議会は絶対に残していただくべき

施設だと思います。よろしくをお願いします。

○多田保健医療政策課長 議長。

○議長（高砂会長） 保健医療政策課。

○多田保健医療政策課長 御意見ありがとうございます。重々理解いたしました。

今回、庵治の「ほっとぴあん」の話ということで、温浴施設とその他の施設とは切り離しさせていただいたと思います。社会福祉協議会の議論は、必ずついてくるものであ

ると認識しておりますが、今回は、「ほっとぴあん」の施設のみでお答えさせていただいております。

○打越委員 議長。

○議長（高砂会長） 打越委員。

○打越委員 先ほどの「ほっとぴあん」の件ですが、避難所はコミュニティセンターになっています。ところが、あその場所は、地域で言うと、浜、才田、谷の地域の人が、災害があったときにどこに避難すればいいか、今、指定管理がどのようになるか分かりませんが、あそこを拠点として皆さんが安心する場所として、あの施設が欲しいわけです。

前回、たくさん水が出たときに、ある人は、中学校に避難してくださいと言われてましたが、膝まで水が来ている状況です。また、コミュニティセンターに行ってくださいと言われてましたが、やはり膝まで水につかりながらです。年配の方がどこに行けばいいですかという状況で命の危険を顧みず、そこまで行ったのです。

「ほっとぴあん」があれば、そこに避難できるわけです。ですから、命の大切さということも考えて、あの施設はどうしても必要なのです。指定管理も含めて、町民皆さんがこのことについては、「ほっとぴあん」はなくさないようにという希望は、全町民が持っております。そのあたりのことを、市当局の方もボイラーが壊れているからもういけませんよというのではなく、予算は大事ですがそういうことも踏まえて、やはり住民の福祉のまちづくりも含めてやっていただけるのであれば、施設の存続について、もう一度再考してほしいと思います。

それと、指定管理が再度募集ということになっているのでしょうか。以上です。

○多田保健医療政策課長 議長。

○議長（高砂会長） 保健医療政策課。

○多田保健医療政策課長 御意見ありがとうございます。

これまで、平成20年から今の指定管理の事業者が10数年受けていただいております。これまで機器の大きい故障はありませんでしたし、運営自体も非常にスムーズな運営をしていただいているという状況で、ここ数年、機器の更新時期を迎え、機器がいろいろ壊れてくる中で、これまでは健康増進施設という位置づけで、保健所の保健センターが所管しておりましたが、これ以前の項目にもありましたように、庵治の石、魚、漁業、観光あるいは付加価値を一緒に付けていくような議論は、今までできておりませんでした。

一方で、施設の在り方というか、10の機能があれば、10の機能を存続させる必要があるのか、あるいは、7、8でも機能を残して存続させるのがいいのかというようなことが、実は地域と全然協議ができていなかったという状況もあります。

今、委員さんがおっしゃられたように、災害もその一つであると思いますので、地域の皆さんのお知恵をお借りすることが、今までできていなかったという現状もありますので、そういった実態のところを、いろいろお聞きしながら協議をしてみたいと存じます。

指定管理の再募集ですが、まずは、今回手を挙げていない事業者にどうやれば受けもらえるのかということ聞き取った上で、今後、考えていきたいと思っておりますが、市としても事業の継続ができるような形で考えております。以上です。

○奥委員 議長。

○議長（高砂会長） 奥委員どうぞ。

○奥委員 先ほど、休憩時間に久保参事と話していたのですが、現在の保健センターは平成10年6月に建設されるまでに、当時、私は、庵治町の議会事務局にいたのですが庵治町が二分割するほど議会で数年かかって審議されて、やっと庵治町がまとまって、当時、町民が一丸となって建設した経緯があります。

保健センターということで、国から補助金をもらっていますが、「ほっとびあん」の場所というのは、もとは、庵治町役場があって、後に今の場所に庁舎が移設されたということです。その際に、その地域には、公衆浴場がありましたが、それがなくなったので、地域からぜひ、保健センターの中にも設置してほしいという意見があって、最終的には庵治町全体が地域一丸となって風呂も作ってほしいという条件で、あそこに保健センターと「ほっとびあん」を建設したということなので、自然に建物ができたというわけではありません。町民全体の意向として、議会で議決して建設されたということも、高松市としても十分に重く認識してください。以上です。

○増田委員 議長。

○議長（高砂会長） 増田委員どうぞ。

○増田委員 今、いろいろ意見が出た中で、いろんな活用の方向も地域として考えていって、高齢者が多い地域ですので、できるだけ高齢者が集える場所、それから避難場所という形で、多角的に見て使える場所にしていきたいと思っております。その中でボイラーには何千万円もかかるという話を聞いているので、財政難の高松市にお願いするのは心苦しいのですが、やはり、先々のことを考えて、すぐ出せとかすぐ直せとかということではな

いので、庵治地域の予算化の中で防波堤などに何千万円も出していただいておりますが、それがいったん落ち着いたらボイラーのほうに少し予算を出してもらえないかという願いをしたいです。なぜかという、やはり、あそこに風呂があるということは、皆さんの集いの場所にもなりますし、観光面で見ても、庵治マラソンで来た人が、「ほっとぴあん」を利用したり、夏場は海水浴場にたくさん来られて「ほっとぴあん」も賑わいますので、そういう面でも貴重な存在になっています。予算というのは本当に大変だと思いますが、ぜひ儉約しながらでも、何年か後には予算化ができればとお願いしたいところです。よろしくをお願いします。

○議長（高砂会長） 増田委員、お願いということでよろしいでしょうか。

○増田委員 はい。

○議長（高砂会長） 他にございませんか。

無いようですので、私の方から、当局の方にも委員さんにも率直にお話をさせていただきます。

実は、多田課長のほうから、一昨日、審議会の前に報告したいことがあるということで、お越しいただきました。その中で、先ほどから意見、回答が出ておりますように、7月末までの指定管理者の応募される方がなかったという報告をいただきました。

その後、私として、庵治町のことがよくわかっている指定管理者であれば、なんとか話ができないかということで、その方にコンタクトをとりました。そして、その方と話をする中で、その方がおっしゃるには、「私は庵治の中であの建物、あの施設については、痛いほど庵治の人の気持ちはわかる。わかるけれども、やはり、企業として指定管理を受けるためには企業として受けられるだけの素材がなければ受けられないだろう。」ということでした。

それは、当然です。ですから、それを、当局と今後、調整をして、何とか再考をお願いできないでしょうかということは申しあげました。

これほど皆さんが意見を出して何とかしてほしいという御意見ですので、審議会としても、何らかのアクションを起こしていきたいと考えております。

以上です。あと、よろしいですか。それでは、以上で会議次第4「その他」の部分の質問が番号6まで終わりました。

他に、審議会の中でお諮りをしたいことがありましたら。

よろしいですか。事務局のほうから何かございますか。

○事務局（三野支所長） 議長。

○議長（高砂会長） 事務局三野支所長。

○事務局（三野支所長） 私のほうからは、委員の皆様には1件事務連絡をさせていただき  
ます。お手元のほうに会長名で御案内文を配布させていただいております。令和2年度第  
2回高松市庵治地区地域審議会勉強会の開催についてでございます。

7月30日の第1回勉強会で、御協議いただきました地域審議会設置期間満了後の協議  
の場の在り方につきまして、再度、9月8日火曜日午後7時から、この場で検討協議をし  
てまいりたいと存じます。

今回の勉強会は、委員さんと事務局であります庵治支所の職員のみで開催することと  
いたしております。

お忙しい中、また夜分ではありますが、委員の皆様方、御出席のほど、よろしくお願  
いいたします。私のほうからは以上でございます。

○池添地域振興課長 議長。

○議長（高砂会長） 地域振興課。

○池添地域振興課長 私のほうから1件申しあげたいと思います。

地域審議会臨時会資料の訂正についてでございます。先の地域審議会臨時会で、建設  
計画の建設期間を延長するための高松市と庵治町の合併によるまちづくりプラン、建設計  
画の変更についての意見の取りまとめについてでございます。御協議いたしましたが、そ  
の資料につきまして内容の一部に誤りがありました。お詫びを申しあげるとともに、ここ  
で訂正させていただきたいと存じます。

訂正させていただきますのは、平成17年度から令和7年度の財政計画の資料でござ  
います。お手元にお配りをしております訂正後の2枚目が訂正前でございます。訂正箇所  
は、4か所網掛けをしております。歳入でしたら、令和4年度、5年度、7年度の「その  
他」で、歳出については、令和7年度の「その他経費」の4か所でございます。いずれも  
金額を百万円単位とする際の調整誤りでございます。

なお、合計金額に変更はございません。よろしくお願いたします。以上ございま  
す。

○議長（高砂会長） ありがとうございます。他にございませんか。

○打越委員 議長。

○議長（高砂会長） 打越委員。

○打越委員　　ハンセン病の啓発活動についてお願いしたところ、庵治支所の議会棟にそうした啓発に関して、いろいろな資料を展示していただいて、本当にハンセン病に対する理解と大島青松園の皆様方とのコミュニケーションが取れたのではないかというふうに思います。

今回、大島の夏祭りがコロナの影響でなくなりました。ただ、8月13日に入所者の希望で10分ほど花火が上がりました。それを、入所者の方が、本当に花火が上がってよかったと、電話で涙ながらに喜んでおられました。そのことを、お礼方々お伝えさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（高砂会長）　ありがとうございました。他にございませんか。

無いようですので、会議次第4の「その他」は、以上で終了させていただきます。

## 会議次第5 閉会

○議長（高砂会長）　ここで閉会をするわけでございますが、佐々木市民政策局長、せっかく出席いただいておりますので、今日の総括も含めて、一言いただければと思います。よろしくお願いします。

○佐々木市民政策局長　本日は、高砂会長さんを始め、委員の皆様におかれましては、長時間にわたって本当にありがとうございました。

先般の臨時会で、今年度いっぱい地域審議会を終了するというところでございましたが、今日は最終回ということで、非常に多くの課題をいただいたと思っております。今日いただいた課題については、一つ一つ持ち帰りまして、しっかりと対応策を検討して持ってきたと思っておりますので、その時はまたよろしくお願ひしたいと思っております。

今日は、あまり話す機会はなかったのですが、これからは、こういう話はコミュニティ協議会というものがありますので、そういったところでしっかりと皆さんが話をするということを、このメンバーだけではなくて、もっと多くの方がそれぞれの課題を話すような、そういった庵治になっていかないと、いつが来ても変わらないのではないかなということを感じております。

そうした中で大事なことは、いかに行政とタイアップして、今まで以上にやっていくかということであると思っておりますので、行政といたしましても、ちゃんと期待に応えられるようにやっていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたらと思



います。

本日はありがとうございました。

○議長（高砂会長） どうもありがとうございました。

委員の皆様方を始め、当局の皆様方も、非常に長時間、約4時間近くの時間を費やして、いろいろと議論をさせていただきました。

先ほど、佐々木市民政策局長から、お話がありましたように、当局とこういう会の中で私たち地元の者がタイアップをして、今後、まちづくりに及ばずながら寄与できればというふうに考えますので、どうぞよろしく願いをいたしまして、今日の審議会を閉会とさせていただきます。

大変御苦勞様でございました。ありがとうございました。

○（事務局）磯崎係長 以上をもちまして、令和2年度第1回高松市庵治地区地域審議会を閉会いたします。長時間にわたりありがとうございました。

午後5時45分閉会

---

会議録署名委員

委員 二川 智子

委員 木村 真由美